

納税者に分かり易い地方税体系の
再構築に関する研究会報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 自治総合センター

は し が き

我が国の景気は、いまだ厳しい状況が続いており、国民からは景気対策や雇用対策など、国や地方に求められる期待は大きいものがある。

しかし一方で、国・地方とも、法人関係税を中心に大幅な税収減となり、政策実現のために必要な財源の不足については赤字国債の発行により、次世代に負担を先送りせざるを得ない状況に陥っている。

そうした状況を改善しつつ、国民に良好なサービスを提供するには、歳出の効率化を最大限進めることと合わせ、財源確保の観点から税制の抜本的な改革が不可欠である。そして、その改革について国民の理解を得るには、まずは納税者の視点から、公平で分かり易い税制とすることが求められる。

今年度の研究会では、昨年の研究会に続き、地域の住民生活の視点から、消費課税の課題といわれる逆進性への対応や、環境対策にもつながる新たな地方税源などについて検討を重ねることとした。このため、地方税財政に造詣の深い学者・研究者のほか、地域経済等の代表や住民生活に深く関わる皆さんなど幅広い立場の方々に委員として加わって頂いている。

本研究会での議論が、地方公共団体はもとより地域経済関係者をはじめ広く国民一般の皆様にも示唆を与え、今後予定される税制の抜本改革の際にも、一つの意見として反映されれば幸いである。

なお、この調査研究を行うに当たり、ご多忙のところ委員を快く引き受けていただいた各位、並びに調査に際し種々のご協力をいただいた皆様に、心から御礼を申し上げる次第である。

平成22年3月

財団法人 自治総合センター
理事長 二橋正弘

納税者に分かり易い地方税体系の再構築に関する研究会 委員名簿

座 長 神野 直彦 関西学院大学大学院人間福祉研究科教授

委 員 池上 岳彦 立教大学経済学部経済政策学科教授
(五十音順)

井手 英策 慶應義塾大学経済学部経済学科准教授

勝俣 明美 全国中小企業団体中央会税制専門委員会委員長

関口 智 立教大学経済学部経済政策学科准教授

藺田 真木子 ソプラノ歌手

寺田 範雄 全国商工会連合会専務理事

宮城 勉 日本商工会議所常務理事

以 上

目 次

はじめに

一 現下の日本（国・地方）の財政状況について	---	2
・ 増大する社会保障費		
・ 景気低迷による税収の減少		
・ 増え続ける国債、地方債		
・ 歳出の見直しと共に、税制の抜本的な見直しが必要		
二 地方税体系の再構築に向けた税制の方向性について	---	6
～地方消費税の逆進性対策と地方環境税に関する議論～		
1 地方消費税の拡充について		
～カナダにおける地方消費税の逆進性に関する検討～		
(1) 消費税の逆進性への対応		
(2) カナダの GST における逆進性対策の例		
(3) 地方消費税の逆進性対策における諸課題		
2 地方環境税の導入について		
～地方の新しい財源としての地方環境税に関する検討～		
(1) 環境税導入の際の選択肢		
(2) 環境税と排出量取引制度との関係 ポリシーミックスについて		
(3) 地方環境税についての検討		
(4) 地方環境税導入に当たっての諸課題		
三 まとめ	---	23
～納税者に分かり易い地方税体系の再構築に向けた税制の方向性について～		

(参考資料)

- 研究会各回に提出、議論した委員等レジュメ
- 視察報告概要〈愛知県内〉

はじめに

民主政権は従来の「公平・中立・簡素」という課税原則を、「公平・透明・納得」と改めた。課税原則とは租税改革、あるいは租税政策を実施するにあたっての基準と考えてよい。

民主政権の改めた課税原則の特色は、従来の課税原則で唱えられた「中立、簡素」を「透明、納得」とした点にある。「中立、簡素」という課税原則は、市場での選択を租税が歪めたり、混乱させたりしないという租税制度を求めている。つまり、「中立、簡素」という課税原則の背後には、市場のメカニズムへの絶対的な信頼感が存在するといつてよい。

これに対して民主政権の掲げる「透明、納得」は、国民にとって透明で、納得のいく租税制度を求めている。つまり、国民が租税を決定するという民主主義が活性化することを、背後理念としている。

この研究会は「納税者に分かり易い地方税体系の再構築」をテーマにして、一年にわたり研究活動を展開した。その成果を取りまとめたものが、本報告書である。

奇しくも「納税者に分かり易い」という視点は、「透明、納得」という課税原則の視点に通じる。つまり、国民あるいは住民という視点から、租税制度をデザインしようと意図しているからである。

しかも、地方税体系には国民あるいは住民にとって「分かり易い」という視点を重視しなければならない理由がある。それは「国税は政府が国民に負担させる税なのに対し、地方税は地域住民がお互いに負担しあう税である」からである。

こうした国税と地方税との相違については、既に昨年度のこの研究会の報告書でも説明している。この研究会は昨年度には、「国民の暮らしを守る地方税体系の再構築」をテーマとしてとりあげた。

もちろん、二つのテーマとも、国民あるいは地域住民という視点が貫かれている。それは地方税が「地域住民がお互いに負担しあう税」だからである。つまり、地方自治体という国民にとって身近な政府で、どのような公共サービスを、どのような共同負担で分かち合うかを、国民が納得して納め合う租税が地方税なのである。

ところが、日本では中央政府と地方自治体との関係が複雑に絡み合っている。そのため国民あるいは地域住民にとって、地方税が地域住民の負担し合う税ということが理解しがたい状態に陥っている。

都道府県に納めた地方税が都道府県から受ける公共サービスの見返りであり、市町村に納めた地方税が市町村から受ける公共サービスの見返りだとは認識し難くなっている。こうした状態の解決こそ、「納税者に分かり易い地方税体系の再構築」にとって、最も重要なアジェンダである。

そうすると、「納税者に分かり易い地方税体系の再構築」は、当然に国税と地方税とに通じる抜本的税制改革を要求することになる。来るべき抜本的税制改革では、付加価値税と環境税にスポットライトが当てられる。この研究会が地方消費税と地方環境税に焦点を絞ったのも、そのためである。

座長 神野 直彦

一 現下の日本（国・地方）の財政状況について

現下のわが国の財政は、国、地方とも非常に厳しい状況であると言わざるを得ない。日本経済は平成 19 年頃からすでに後退局面に入っていたと言われるが、20 年秋のいわゆるリーマンショックを契機に世界的かつ急激な景気後退に飲み込まれ、国や地方の税収は急速に落ち込みつつある。

国税でいえば平成 18 年度には 54 兆 1 千億円を超え、平成 19 年度でも 52 兆 6 千億円あったものが、法人税の大幅減収等により、平成 21 年度予算で 46 兆 1 千億円、平成 22 年度には 37 兆 3 千億円まで減っている。同様に地方税も、平成 19 年度には 40 兆円を超えていたものが、平成 22 年度には 32 兆 5 千億円まで激減している。

国税と地方税の収入状況(決算)

(単位 億円・%)

区 分	租税総額					国 税					地 方 税							
	合計	直接税	間接税等	計	直接税	間接税等	計	直接税	間接税等	計	直接税	間接税等						
昭和10年度	18	100.0	10	55.0	8	45.0	12	100.0	4	35.0	8	65.0	6	100.0	6	92.9	0	7.1
15	50	100.0	34	68.3	16	31.7	42	100.0	27	63.9	15	36.1	8	100.0	7	92.0	1	8.0
平成元年度	889,312	100.0	708,060	79.6	181,252	20.4	571,361	100.0	423,926	74.2	147,435	25.8	317,951	100.0	284,134	89.4	33,817	10.6
2	962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7	627,798	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3	334,504	100.0	300,607	89.9	33,897	10.1
3	982,837	100.0	779,385	79.3	203,452	20.7	632,110	100.0	463,073	73.3	169,037	26.7	350,727	100.0	316,312	90.2	34,415	9.8
4	919,647	100.0	716,420	77.9	203,227	22.1	573,964	100.0	405,520	70.7	168,444	29.3	345,683	100.0	310,900	89.9	34,783	10.1
5	907,055	100.0	697,936	76.9	209,119	23.1	571,142	100.0	396,582	69.4	174,560	30.6	335,913	100.0	301,354	89.7	34,559	10.3
6	865,398	100.0	646,375	74.7	219,023	25.3	540,007	100.0	359,567	66.6	180,440	33.4	325,391	100.0	286,808	88.1	38,583	11.9
7	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6	549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9	336,750	100.0	296,227	88.0	40,523	12.0
8	903,198	100.0	669,958	74.2	233,240	25.8	552,261	100.0	360,476	65.3	191,785	34.7	350,937	100.0	309,482	88.2	41,455	11.8
9	917,562	100.0	666,444	72.6	251,118	27.4	556,007	100.0	352,325	63.4	203,682	36.6	361,555	100.0	314,119	86.9	47,436	13.1
10	871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1	511,977	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7	359,222	100.0	296,625	82.6	62,597	17.4
11	842,400	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3	492,139	100.0	281,293	57.2	210,846	42.8	350,261	100.0	288,613	82.4	61,648	17.6
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7	355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0
13	855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6	499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5	355,488	100.0	296,360	83.4	59,128	16.6
14	792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6	458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7	333,785	100.0	276,325	82.8	57,460	17.2
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9	326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8	335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7	348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7
18	906,231	100.0	640,997	70.7	265,233	29.3	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1	365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2
19	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1	526,558	100.0	323,272	61.4	203,286	38.6	402,668	100.0	344,962	85.7	57,706	14.3

(注) 1 国税は、租税(一般会計分、特別会計分)及び印紙収入の合計額である。

2 国税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。

直接税……所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、鉱区税、鉱業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税

間接税等…直接税以外のもの

3 地方税は、地方分与税(配付税)、地方交付税(臨時地方特例交付金等を含む。)及び地方譲与税等(消費譲与税相当額及び所得譲与税相当額を含む。)を含まない。

4 地方税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。

直接税……道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、鉱区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、鉱産税、特別土地保有税、目的税(自動車取得税、軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。)、国税附加税、特別地税、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税(一部)、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税

間接税等…直接税以外の諸税

(出典：地方財政白書(平成 21 年 3 月))

平成21年度、22年度歳入予算

国(一般会計)

(単位:億円)

	H21	H22
国税	461,030	373,960
公債金	332,940	443,030
その他	91,510	106,002
計	885,480	922,992

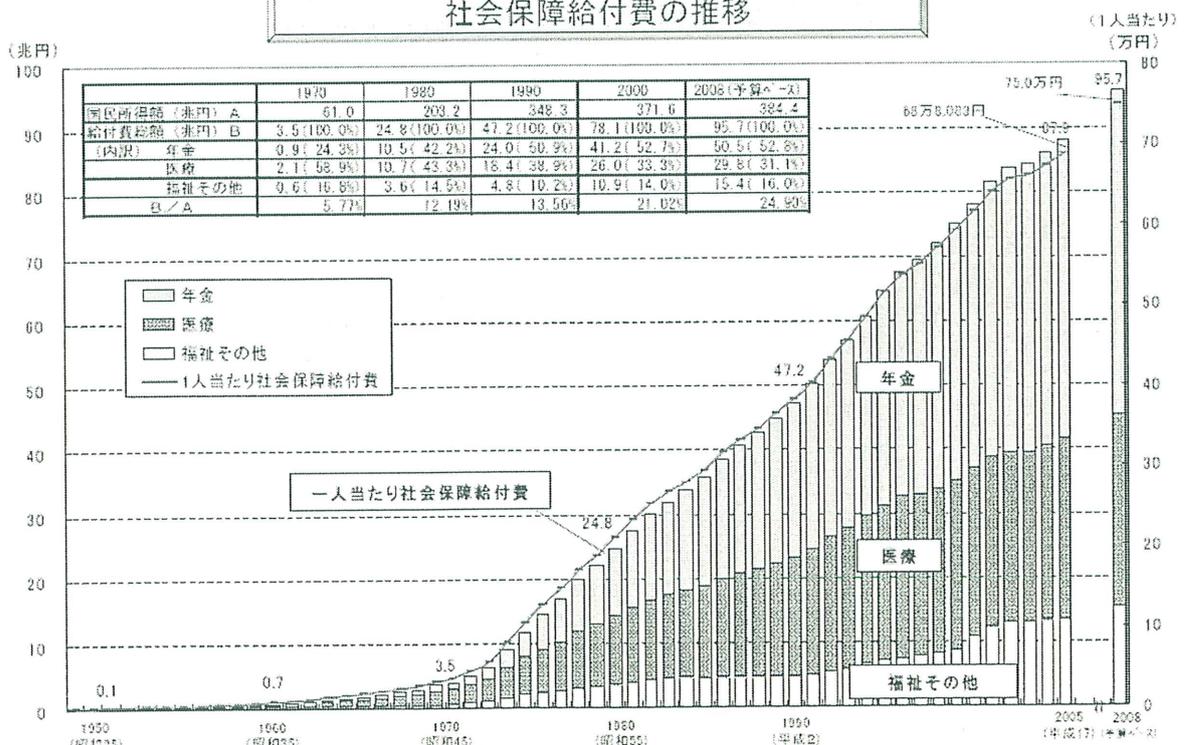
地方財政計画

(単位:億円)

	H21	H22
地方税	361,860	325,096
地方債	118,329	134,939
その他	345,368	361,233
計	825,557	821,268

一方で急速な少子高齢化の進展などのほか、直近では不況による失業などを起因とする生活保護世帯の増加など、社会保障給付費は一貫して増加している。また、そうした現金給付サービスに加え、公立病院の運営や、救急医療の提供、公立学校運営などといった、地方自治体が提供している、より住民に身近なサービスにかかる経費も増加しており、国や地方の財政を圧迫している。

社会保障給付費の推移



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成17年度社会保障給付費」、2008年度(予算ベース)は厚生労働省推計
 (注) 表中の数値は、1950, 1960, 1970, 1980, 1990及び2005並びに2008年度の社会保障給付費(兆円)である。

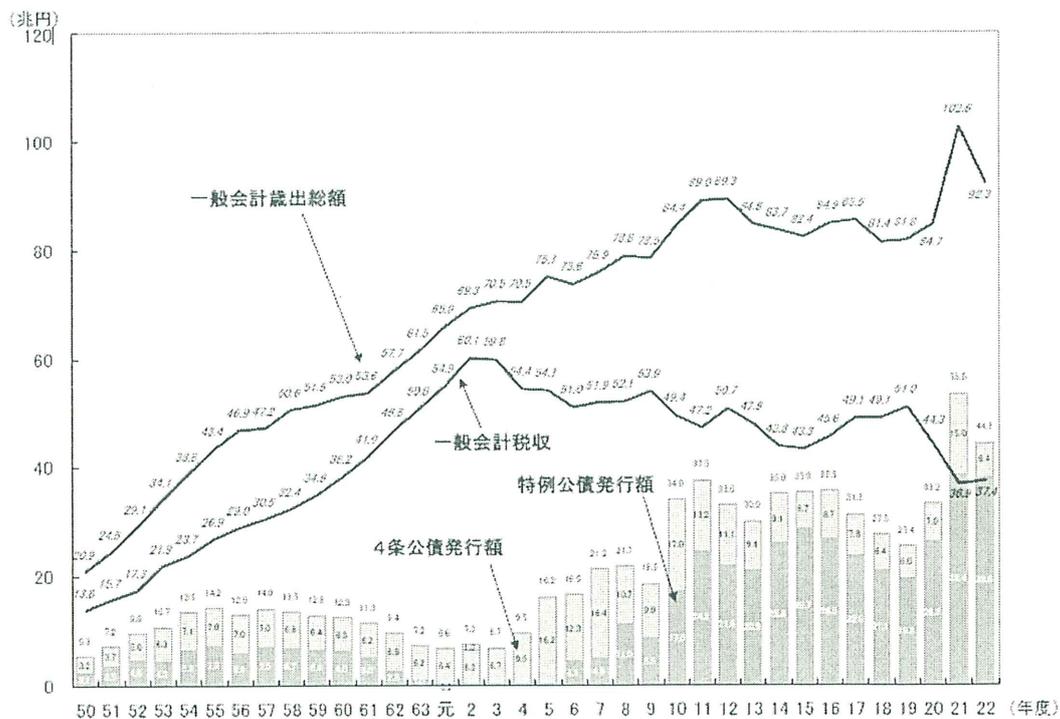
(出典: 社会保障国民会議 最終報告 参考資料)

先の総選挙では、それまでの自公連立政権から、民主党を中心とする連立政権に政権交代がなされた。民主党はマニフェストなどにおいて、徹底的な無駄の排除を謳い、行政刷新会議による事業仕分けなど、国民の目に触れる形で各事業の見直しを行っているが、当初想定した額までの削減は難しい状況である。このため、税収で賄えない分については、いわゆる埋蔵金などを活用するものの、さらに補えない部分については赤字国債の増発に頼らざるを得ない状況となっている。

過去の経済対策等においても赤字国債を発行してきたこともあり、日本の国と地方が抱える長期債務残高は平成 22 年度末で 860 兆円を超えると見込まれ、対 GDP 比率で 181%となり、他の先進諸国に比べても急速に悪化している状況である。

近年ではギリシアなどユーロ圏諸国の一部での財政不安から、金融市場への影響も懸念されるといった事態も生じており、そうした点からも日本の債務残高については懸念されるところである。

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



(注1) 平成20年度までは決算、21年度は第2次補正後予算、22年度は政府案による。
 (注2) 平成2年度は、沿岸地域における平和回復活動を実施するための財源を調達するための臨時特別公債を約1.0兆円発行。

(出典：財務省 我が国の財政事情)

国及び地方の長期債務残高

(単位:兆円)

	平成8年度末 (1996年度末) <実績>	平成13年度末 (2001年度末) <実績>	平成20年度末 (2008年度末) <実績>	平成21年度末 (2009年度末) <2次補正後予算>	平成22年度末 (2010年度末) <当初予算>
国	310程度	485程度	573程度 (568程度)	627程度 (615程度)	663程度 (651程度)
普通国債残高	245程度	392程度	546程度 (541程度)	600程度 (588程度)	637程度 (625程度)
対GDP比	48%	79%	110% (109%)	127% (124%)	134% (132%)
地方	139程度	188程度	197程度	198程度	200程度
対GDP比	27%	38%	40%	42%	42%
国・地方合計	449程度	673程度	770程度 (765程度)	825程度 (813程度)	862程度 (850程度)
対GDP比	88%	136%	156% (155%)	174% (172%)	181% (179%)

(注1) GDPは、平成20年度までは実績値、21年度は実績見込み、22年度は政府見通しによる。

(注2) 平成20年度末の()内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。平成21年度末及び22年度末の()内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。

(注3) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特別会計の借入金残高は全額地方負担分(34兆円程度)である。

(注4) このほか、平成22年度末の財政投融资特別会計国債残高は130兆円程度。

(出典：財務省 我が国の財政事情)

こうした財政状況の下では、国民、住民への安定したサービスの提供も維持できなくなる。サービス維持のためには、まずは、行政において徹底した歳出改革を行うことが必要である。それでも不足する部分については、納税者に対し、財政状況や今後の歳出改革の見通し等を十分に説明し、理解を得た上で、歳入面で税制の再構築を行う必要がある。

二 地方税体系の再構築に向けた税制の方向性について

～ 地方消費税の逆進性対策と地方環境税に関する議論 ～

現下の財政状況を踏まえれば、不要不急の事業の廃止など歳出の見直しを徹底的に進めることが必要ではあるが、一方で、人々が安心して暮らしていける社会を構築していくためには、社会保障や雇用対策をはじめとする、行政の役割も無視することはできない。

そうした行政施策を維持あるいは充実していくには、地方税体系の再構築が必要であると考えられる。そして、再構築にあたり負担が減るケースと、増えるケースが考えられるが、いずれにしても、国民、住民に対し、分かり易く、また理解の得られるやり方でなければ、その実現は図れない。

今年度、本研究会では、仮に消費税・地方消費税を拡充する際に課題となる逆進性への対策と、新たな財源として地方自治体が期待している地方環境税について委員等がプレゼンテーションを行い、それを基に議論を行ったところである。

1 地方消費税の拡充について

～カナダにおける地方消費税の逆進性に関する検討～

<立教大学経済学部 池上委員からのプレゼンテーションを基に議論>

(1)消費税の逆進性への対応

現在の地方税体系では、大きく分けて不動産等のストックに対する課税（固定資産税等）と、所得等のフローに対する課税の2つに分けられ、それぞれ地方税において、重要な役割を果たしている。

所得には生産、分配、支出の三局面があり、現在の地方税においては、生産局面に対しては事業税、分配に対しては住民税、そして支出局面においては地方消費税を、バランスを考慮しながら課税を行っている。

増え続ける社会保障財源確保の観点、あるいは都市と地方の格差是正などの観点からも、地方消費税は税収の偏在性が少なく安定的な基幹税目という点で、地方団体の中からもその充実を望む声は大きい。地方消費税の充実を検討する際には、合わせて住民税や事業税の改善や拡充が必要である。

そうした前提のもと、地方消費税を充実する場合に課題として指摘される事項に、低所得者に対する逆進性がある。

消費税の逆進性の対策としてはいくつか考えられ、実際に各国においてそれぞれ、または組み合わせて導入がなされているものとして、次のようなものがある。

1つは取引の対象もしくは主体によって異なる課税方式をとるというもので、これはさらに、複数税率制度と非課税制度に分けることが出来る。複数税率制度は、多くのヨーロッパ諸国がとっている軽減税率のほか、イギリスやカナダがとっているゼロ税率とに分けることが出来るが、いずれも食料品、水道水、医薬品等のいわゆる生活必需品について、品目を特定したうえで税率を軽減する、またはゼロ税率とする、というものである。一方、非課税制度は日本でも導入しているが、医療や福祉、教育などのサービスについては非課税とするものである。さらに、特定の取引主体が支払った税の一部を還付することで、実質的に低い税率を適用するという方法もあり、カナダでは公共団体等が納税した消費税について適用している。

もう1つは、還付可能型税額控除(Refundable Tax Credit)で、最近日本では給付付き税額控除と呼ばれているものである。この方法は、個人所得税制度の中で、消費税負担額の一部を還付するための税額控除を設ける、つまり所得税の中に消費税の負担軽減措置を組み込むというものである。

(2)カナダの GST における逆進性対策の例

上記の逆進性対策を取り入れている、カナダを例に議論を行った。

カナダの面積は世界第2位の 998 万平方キロ、人口が 3,300 万人程度、10 州と 3 準州があり、連邦制国家としては州の財政規模、権限が大きいのが特徴である。国全体の財政規模は対 GDP 比 40%ほどで、その割合は日米よりは高いが、欧州諸国よりは低いという状況である。

また、財政状況としては、2008 年以降当面の間は赤字財政となる見込である。その理由としては経済危機による減収に加え、景気対策としての社会資本整備や失業手当増額、あるいは所得税減税などが挙げられる。

連邦の付加価値税として GST(Goods and Services Tax)を導入しており、税率は 2005 年まで 7%であったものが、政権交代により 2008 年以降は 5%に引き下げられ、現在に至っている。また、連邦の GST のほか、各州が独自に売上税(小売売上税または付加価値税)を賦課している場合もあり、合計税率は 5~15.5%となっているが、面積が広大と言うこともあり、税率の低い隣州に買い物に行くというクロスボーダーショッピングについては影響が小さいと思われる。

a. 取引対象、取引主体により異なる課税方式をとることによる逆進性対策

1つめの逆進性対策は、取引対象、取引主体により異なる課税方式の採用である。

カナダではヨーロッパ諸国と同様、インボイス方式を採用しているので、小売り段階において、基礎的食料品、農水産物、処方箋付き医薬品、医療機器等はゼロ税率が適用され、消費税はかからずに購入ができる。このとき、小売業者自身の仕入れ段階におい

ては GST がかかっているため、それについての仕入税額控除が可能となり、国税庁 (Canada Revenue Agency) から税の還付がなされる。

また、日本でも導入している非課税制度も合わせて導入されている。家賃、医療・歯科サービス、金融、福祉、公営交通、教育、中古住宅の譲渡等については非課税となっている。ただし、これらの仕入れについては仕入税額控除ができないため、消費者が購入した中には税が含まれている形になる。

さらに還付制度 (GST Rebates) も導入している。購入主体により消費税を還付するというもので、市町村が購入主体であれば還付率 100%、つまり実効税率がゼロとなる仕組みになる。同様に大学であれば還付率 67%、学校は 68%、病院は 83%、また認定 NPO なら 50% と、公益性の強い団体ほど消費税の負担を減らし、間接的に国民の負担を減らすこととしている。

こうした、取引対象や取引主体によって異なる課税方式による対策は、生活必需品や日用品に税をかけないといった非常に分かり易いもので、国民からの理解や支持も得やすい。加えて公益性の強い団体への負担軽減は広く国民に利益があるものと解され、導入に理解が得やすいと考えられる。

一方、これらを短所とみる意見もある。

1 つには、財・サービスの相対価格が変更されるため、消費者の行動に対し非中立的であること。具体には、「必需品」かどうかは人によって基準が異なるので、それに対して無用な介入であるという言い方がされることもある。

2 つめには、同じ額を消費したものについて、同じ消費税額の負担を求めるのが水平的公平であるが、それに反するのではという意見もある。

3 つめに、ゼロ税率、軽減税率や GST 還付を行えば、当然その分の税収が減るため、それを補うために標準税率の引き上げにつながることで、先の非中立性や水平的公平の問題が増幅されるとも言われることになる。

4 つめに、優遇する財・サービスの種類は、かなりの部分は行政府の裁量に委ねられることになり、小麦粉や野菜が基礎的食料という点では議論は少ないであろうが、コーヒー（基礎的食料品・非課税）とコーラ（嗜好品・課税）など、ものによって裁量の余地が生じてしまう。

5 つめに、垂直的公平にかなうかという点であり、生活必需品については、低所得者と高所得者とを同様にゼロ税率とした場合でも、消費支出全体に占める生活必需品の割合が低所得者の方が高いため、より低所得者に限った対策が必要であろうとの意見もある。

b. 消費税額控除としての GST 控除による逆進性対策

2 つめの逆進性対策として、個人所得税の中に GST、つまり消費税負担の一部を還付

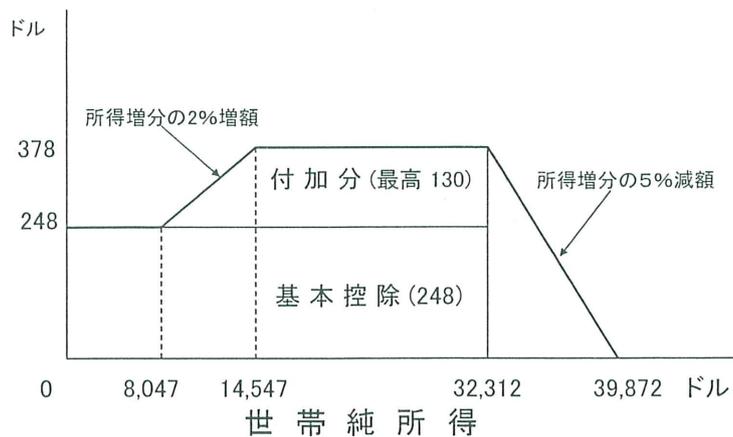
するための税額控除を設けるといふものがある。

この仕組みは、世帯単位の制度であり、適用を希望する者が申告を行うことになる。後述のルールにより控除額を算定した後、その控除額が所得税納付額を上回る場合には、差額が国税庁から小切手で送付されることになる。

現在（2009年7月～2010年6月）、控除は、基本額が大人248ドル（≒21,000円）／年、18歳以下の子どもは130ドル（≒11,000円）／年であるが、所得制限がある。所得制限は単身世帯と家族世帯で異なっている。

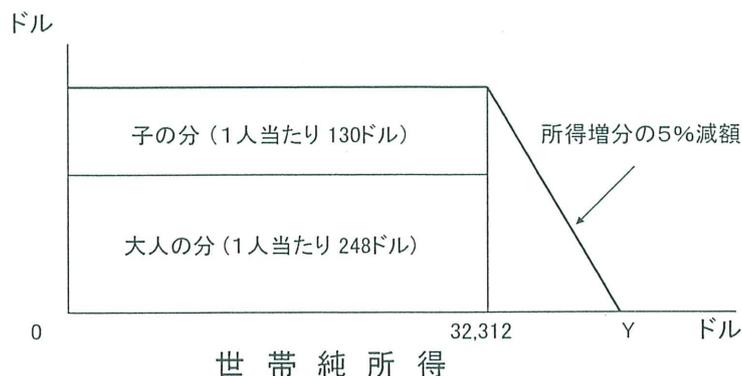
単身世帯では、世帯純所得が8,047ドル（≒680,000円）以下は控除額248ドルだが、その後14,547ドル（≒1,240,000）までの間は所得増分の2%分が控除額に加算され、控除額が最高378ドルとなる。純所得が32,312ドル（≒2,750,000円）までの間は控除額378ドルで一定だが、それを超えると所得増分の5%が控除から減額され、純所得が39,872ドル（≒3,390,000円）ドルになると控除額がゼロとなるような仕組みになっている。

GST控除の仕組み（単身世帯）



また、家族世帯の場合は、世帯純所得が32,312ドル以下では大人248ドル、子ども130ドルが人数に応じ加算されたものが世帯の控除額となるが、それを超えると所得の増分の5%が控除から減額され、最終的には控除額がゼロになる。

GST控除の仕組み（単身世帯以外）



こうした仕組みに基づいて、世帯ごとの控除金額の変化を例示したのが下表である。

GST控除の金額(例示)[2009～10年現在]

人数		控除金額の変化（ドル）			
大人	子	[世帯純所得(ドル)]			
		0 ⇒ 8,047 ⇒ 14,547 ⇒ 32,312 ⇒ (控除は所得増分の5%減額)			
1	0	248	所得増分の 2%増額	378	減額(所得39,872以上はゼロ)
	1	378		減額(所得39,872以上はゼロ)	
	2	508		減額(所得42,472以上はゼロ)	
	3	638		減額(所得45,072以上はゼロ)	
2	0	496		減額(所得42,232以上はゼロ)	
	1	626		減額(所得44,832以上はゼロ)	
	2	756		減額(所得47,432以上はゼロ)	
	3	886		減額(所得50,032以上はゼロ)	

夫婦に子ども2人の世帯の場合は、基本となる控除額は756ドルで、世帯純所得が32,312ドルを超えると徐々に控除額が減り始め、世帯純所得が47,432ドル（≒4,030,000円）で控除額がゼロとなる。

なお、世帯純所得は、夫と妻（内縁も含む）の純所得(Net Income)を合計したものである。従って、両者の給与収入はもとより、年金や、雇用保険の給付といった社会保障

給付なども全て含んだ総合所得から、私的年金積立や労働組合費、専門家団体会費等を差し引いたものを指す。「課税所得」はさらに他の控除も差し引いたもので、世帯純所得とは異なる。）

このようにして算出される GST 控除の規模についてみると、GST の収入が約 345 億ドル（≒ 2 兆 9,300 億円）であるが、GST 控除は約 35 億ドルとなっており、GST 収入の約 1 割が還付されていることになる。

2002 年についてみると、還付を受けた者は約 942 万人おり、これは全人口の 3 分の 1 近い人数に相当する。また、全申告者 2,285 万人のうち、課税申告（プラスの申告）者が 1,552 万人で、それに占める割合は 41%に上った。つまり、これは低所得者に限った制度ではなく、かなり一般化した制度であると考えられる。

さらに GST のほか、州によっては同様の仕組みを有する消費税額控除もしくは低所得者税額控除を独自に導入しているケースもある。

こうした仕組みで運用される GST 控除であるが、それに対する評価して次のようなことが考えられる。

長所としては、まず、現金給付であるため、消費者の選択に介入しないという点で消費行動に対し中立であるといえる。

また、所得制限を課すことができるので、それによって低所得者、中所得者もしくはその両方のみを対象とすることができる。

さらに、還付可能型 (Refundable) なので、所得税を納めていない低所得者にも恩恵が及ぶ。

一方で短所として、控除額は実際の消費額や負担した消費税額とは直接関係がなく、この制度は厳密には世帯構成とその純所得を指標とする「低（・中）所得世帯補助金」であると解される。

また、所得税の課税は個人単位であるが、GST 控除は世帯単位であり、共稼ぎ世帯よりも片稼ぎ世帯が相対的に有利となり、個人課税主義の観点からは問題があるという意見もある。

さらに、ゼロ税率と同様のことではあるが、対象者や控除額を増やせば税収減が大きくなっていく。

これらの短所に対し、いくつかの改善策も考えられており、例えば、消費額に全く関係していないのに消費税額控除というのはおかしいので、個人所得や世帯人数、年齢構成等から年間消費額を推計し、その一定割合を控除する、ただし、その際は対象を低所得者のみに絞るべきだという提案もみられる (R. Boadway and H. Kitchen, *Canadian Tax Policy, 3rd Edition*, Toronto: Canadian Tax Foundation, 1999)。

しかしながら、そうした方法であっても結局は推計であることに変わらず、厳密な消費税額控除ではない。

ほかにも、低所得者に生活必需品購入額を申告させ、その分の消費税額を控除するなども考えられるが、それでは逆に納税コストがかかりすぎると考えられる。

こうした現状から見れば、GST 控除の制度は逆進性対策として、公平と効率の観点から複数税率や非課税還付制度に勝る部分はあると考えられるが、結局はどの階層までを対象とするかという問題に行き着く。カナダは、日本とは異なり、GST 控除のように、ある程度広く国民に渡るような現金給付政策においても、“Selective”あるいは“Targeted”すなわち所得制限を考慮した制度となっており、そうした仕組みに慣れた国である。

また、控除額を実際の消費額と関連させる必要があるかについては、結局は推計に頼らざるをえないのであれば、むしろ消費税の負担に苦しんでいる低所得世帯向けの補助金と割り切って考えることも可能であろう。ただし、この場合は、無所得の人を含めて所得税の申告をしないと還付されないため、所得税の申告が増えることは間違いのないと思われる。

最後に、所得制限を付ける際の条件として、所得税をどうするかを合わせて考えなければならない。総合課税化が望ましいが、少なくとも金融所得等を含めて総合的に把握することが必要である。この点、カナダでは納税者番号制度があり、金融所得等も原則として把握し総合課税を行っているが、日本では納税者番号制度が導入されていないうえに、金融所得の源泉分離課税を行っており、正確な所得の把握が困難なため、各種手当等における所得制限など、政策の効果が発揮されにくい状況である。

(3) 地方消費税の逆進性対策における諸課題

これまでのプレゼンテーションを踏まえ、研究会では以下のような点について議論、検討を行った。

○所得税での消費税還付制度について

カナダの GST 還付制度は、低所得者における最低生活費部分に相当する消費税を所得税の中から還付するもので、還元すれば、生活必需品かどうかを問わず一定の消費について、一定所得以下の人についてサポートするという、定額補助金のような発想とも言える。もしも消費税に比例させるということであれば、ゼロ税率などを導入する必要がある。

そもそもカナダでは、GST 導入以前の製造者売上税の時代から同様の制度が導入されており、その後 1991 年の GST 導入後に一般消費税の逆進性対策として GST 還付制度と形を変えて残った制度といえる。

○各州における還付制度と消費地のずれについて

GST 還付制度は連邦税における制度であるが、州によっては同様の制度を導入しているところもある。この場合も実質的には低所得者向け補助金であるので、実際どの州で生じた消費に係る消費税であるかは関係なく、あくまで住居地課税ということで対応されている。

○納税方法について

所得税や法人税について、連邦税は連邦に、州税は州税に納めるのが原則だが、連邦と州の間で租税徴収協定が結ばれているケースが多く、その場合は日本の所得税と住民税のように、1枚の申告書で対応可能。

なお、所得税においては源泉徴収もなされているが、年末調整は行われていないので最終的には全員が確定申告をしなければならない。

また、消費税については、連邦とそれぞれの州で制度は異なり、両方別々に申告が必要になる。また、日本よりも低額ではあるが免税点制度はあり、負担軽減が図られている。

○低中所得者対策としての GST 還付制度と再配分（格差是正）について

格差是正を考えると、消費税は課すが、代わりにユニバーサルなサービスを提供することで、トータルとして格差是正をするという方法と、サービスではなく税金を返すことで格差を是正するという方法がある。GST 還付制度は後者の方法であり、現金面の再配分により、必要なものを自分で買うという色彩が強く、ヨーロッパ型の政策とは異なるものである。

現在の日本に当てはめてみると、定額給付金や子ども手当の議論にあるように、国民受けという観点から、現金給付型の政策を指向しているように見える。

しかしながら、こうした政策は莫大な財源を要することになり、政策の実現のためにはかなりの歳入増の必要が生じてくる。とすると、こうした政策は、将来の消費税を含んだ税制抜本改革の議論を早めることに繋がるものとも言える。

○所得税の総合課税化について

GST 還付制度のような政策には、一方で所得税の総合課税化や納税者番号制度が前提となると考えられ、それにより、むしろ累進的な所得税体系を作る契機になるかもしれないともいえる。しかしながら、高所得者層はそうした制度に賛同するとは想定しにくいので、低所得者層はもとより、中間層までを取り込み、国民多数派の理解を得るよう努めなければならないと考えられる。

○各国の消費税率について

消費税の税率は国によって大きく異なる。多くのヨーロッパ諸国は税率が高いが、それは取りあえず消費税により財源を確保し、それを社会保障という形で還元しようとしている。一方、日本やアメリカなど、消費税率の低い国は、なるべく負担を重くしないようにして、市場経済を中心に自己責任の観点から経済を回していこうとしていると解される。特に日本は、先進国の中ではもっとも租税負担が軽い国のひとつである。

消費税（付加価値税）の税率は、多くのヨーロッパ諸国のように、その導入の以前、第一次世界大戦の頃から戦費調達のために売上税が導入された国と、そうでない国とで、現在の状況は大きく異なっている。また、同様に、政府の規模が大きくなっていく時代であった第二次世界大戦からオイルショック前に消費税を導入した国と、大幅な経済成長が困難になったオイルショック後に導入した国とでも異なる、という議論がなされている。

2 地方環境税の導入について

～地方の新しい財源としての地方環境税に関する検討～

<京都大学経済学部 諸富准教授からのプレゼンテーションを基に議論>

平成 21 年 8 月の総選挙において鳩山政権が発足、マニフェストにおいても、温室効果ガスの 1990 年比 25%の削減という意欲的な目標が設定されたところである。一方で、旧道路特定財源である揮発油税や自動車重量税等における暫定税率（かさ上げ分）の廃止や、高速道路の無料化など、温室効果ガス対策に逆行するような内容もマニフェストに盛り込まれている。

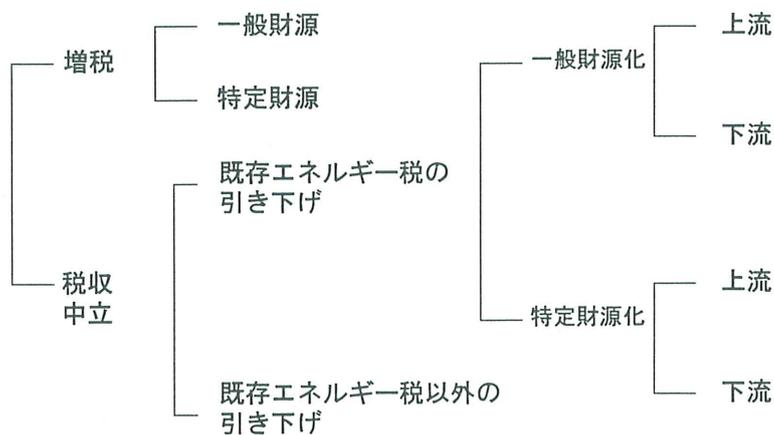
揮発油税等の暫定税率分が廃止された場合には、経済へのプラスの影響もあるとはいえ、国や地方団体では大幅な税収の減となることから、暫定税率の維持、あるいはそれに代わる財源としての意味も含め、新たな環境税制として地方環境税の導入などが検討され始めている。

今回の研究会では、新たな地方環境税を導入（新税または既存税体系の見直し）するとした場合の諸課題について、検討を行った。

(1)環境税導入の際の選択肢

国、地方にかかわらず、環境税を導入するにあたり、いくつかの選択肢が考えられる。

日本における環境税導入の選択肢



まずは、増税か税収中立かの選択がある。増税の場合にはさらにその税収を一般財源とするか、特定財源にするかの選択がある。かつて環境省は既存税体系はそのままに、財源を環境目的に特定化した環境税を導入することを検討したこともあったが、現在の議論では一般財源としてとらえる方向に進んでいる状況である。

一方、税収中立の方はさらに細分化した選択肢が考えられる。一つの視点は、既存のエネルギー税を環境税的に組み替えるもので、例えば、現在は従量税でリッターいくらという揮発油税を炭素課税ベースに切り替え、炭素含有量あたりいくらという形で課税ベースを変更するだけで、事実上の炭素税化ということも可能である。

これに対し、ヨーロッパのいわゆる環境税制改革で行われたように、環境税を導入しつつ、企業の社会保険料負担を下げ、相対的に税収が中立となるような改革も選択肢となる。

前者の選択肢においては、増税パターンと同様、その財源を一般財源とするか、特定財源とするかの選択が可能（現在の議論では一般財源の方向）だが、さらに、各々において、課税のポイントを上流とするか、下流とするかの選択肢が生じる。上流とは、原油精製の流れの中での上流であり、具体には輸入段階（関税と同じ）や精製段階（石油石炭税と同じ）での課税とするもの。下流とは、揮発油税など、実際にエネルギーを消費する段階で、例えば自動車のエンジンでガソリンを燃焼するところ、あるいは製鉄所が鉄を作る段階で化石燃料を燃焼するところなどで課税するというものである。

(2)環境税と排出量取引制度との関係 ポリシーミックスについて

一方で、ヨーロッパにおいては、環境税のほか、排出量取引制度が導入されており、排出量が多い産業セクターについては、この排出量取引制度がカバーし、中小運輸や家庭からの排出などに環境税で対応しているという実態もある。例えばデンマークにおいては、排出量取引に該当する部分には環境税はかけず、完全に分離させた政策をとっているし、イギリスでは排出量取引制度の対象外の部分には通常税率をかけるが、取引制度の対象となる部分に対しては、例えば通常税率の8割を割り引き、2割分だけをかけるといった政策をとっている。（デンマークの場合はこの部分が税率ゼロとなっている。）

無論、排出量取引制度についても、上流で行う場合と下流で行う場合が考えられる。上流で行う場合は石油精製業者などの極めて限られた間での市場となり、市場原理が働きにくくなる懸念がある。一方、下流で行う場合は、電力会社や鉄鋼会社など多くの企業が対象となる市場になり、市場性を働かせるためには参加者が多い下流を対象とした排出量取引制度が良いと考えられる。

また、排出量取引制度は規制手段であるので、上流に規制がかけられたとしても、さらにコストをかけて輸入した排出量が上乗せされ、結局はコストも下流に転嫁されるこ

とになる。であれば税と同様、下流で実際にエネルギーを消費している部分にインセンティブをもたせるとするのが効果が高いと考えられる。

仮に新たに環境税と排出量取引制度の両方を導入するとした場合には、両者の関係について整理する必要がある。

例えば、イギリスのように、環境税を下流段階で課税するとすれば、実際にエネルギーの消費段階で課税するので、排出量取引の対象者に対しては低い税率をかけることができる。しかし、上流で課税する場合は、課税段階ではそのエネルギーが結局誰により使われるかが判らないので、とりあえず排出量取引の対象か否かに関わらず、全て通常税率で課税することになり、下流において排出量取引制度の対象者である場合には、納税した環境税の一部を還付することとなる。ヨーロッパではこの還付を付加価値税のインボイスを利用して対応しており、企業が取引を行う際のインボイスに書き込まれている税額によって、その何割かを還付するという方式をとっている。

現在の日本では、インボイス制度を導入していないため、同様の政策をとることはできない。そのため、代替案として、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」を利用し、各企業が公表するCO₂排出量を基に税額を算定することなども考えられるが、その正確性などを考慮すると、様々な困難も生じるところである。

(3) 地方環境税についての検討

環境税に関する議論といった場合、これまでは国税に関する議論が主であった。しかしながら道路特定財源関連の暫定措置の存廃が議論され、現在地方の重要な財源となっている軽油引取税や地方揮発油譲与税、あるいは自動車保有関係税が相当部分失われていくことから、その代替財源として観点からも地方環境税に焦点が当たりつつある。

とはいえ、地方分権一括法が施行され、法定外目的税が創設されて以降、これまでも地方炭素税、産業廃棄物税や森林環境税などの形で地方環境税的な議論もなされてきたところである。

そもそも、地方環境税を論じるうえで、国税とは異なる地方税の役割を前提にしなくてはならない。マスグレイブの税源配分論によれば、地方税は地方自治体が提供するサービスの対価（応益性）であり、税源の移動性の低い税は地方税へとされている。反対に税源の偏在する税は国税へとされており、また、累進的税率構造を持つ再配分目的の税や、包括的課税ベースを採用する必要のある人税についても国税が相応しいとされている。

そうした点について、例えば課税客体の移動性と偏在性の観点から考えてみると、次のようなことが言える。

仮に上流主義（原産地主義）とした場合、原油が輸入され、精油所でガソリンや重油

などを精製、出荷する段階で課税することになるだろうが、この方式においては、納税義務者は限られた数で捕捉も容易であることもあり、徴税コストの点からは非常に有利になる。しかし、精油所のある場所というのは限られており、海のない県では課税する機会もないということになり、結果として大きな偏在が生じることとなる。とすると、上流で課税する場合は、やはり国税として課税し、交付金などの形で地方団体に配分するなどとしないとうまくいかない。

一方、下流主義（仕向地主義）とした場合、税源偏在の問題は解消するが、独自課税により税率が高くなった県から、非課税あるいは税率の低い隣県等に経済活動が異動していく可能性がある。このため、下流で課税する場合にも課税ベースや税率を均一なものとしていく必要が生じるし、また、下流で課税する場合は、課税対象が非常に多くなることから、税の捕捉や徴税コストの面で上流課税に比べ不利となることも否めない。

上流での課税か、下流での課税かについては、もう一つ、環境政策としての観点からどちらがよりインセンティブが働くかといえば、これは実際にエネルギーを消費しており、どのようにすればそれを削減できるかの技術を有する下流の方が高いと考えられる。上流では自らが消費を減らすことはできないため、結局は他への転嫁になると考えられる。

このほか、課税ベースについていえば、現行制度で課税されていない灯油や都市ガスについての新規課税、あるいはかつて地方税として存在したが消費税導入と共に廃止された電気ガス税なども課税の対象として考えられる。

最後に、環境関連税に関する各国の状況についてであるが、OECDの統計では環境負荷に係るものだけを環境税としているものではなく、化石燃料に係るものはすべからず含んでいるほか、電気や自動車の取得、保有段階等での課税も全て環境関連税と整理されている。

この統計によると、全体にはヨーロッパ諸国が高く、日本はそれよりは低いが、アメリカはさらに低いという比率になっている。

OECD 環境統計 — 環境関連歳出と税制 (抄)
 (OECD “Environmental Data — Environmental Expenditure and Taxes”)

表4A 環境関連税制の内訳 (抄)

(Structure of Revenues from Environmentally Related Taxes)

2004年 (億ドル)		日本
課税対象		
エネルギー物品 (Energy products)		485
輸送目的		406
うち、ガソリン		297
生活上の使用目的		79
化石燃料		44
電気		34
自動車、その他輸送手段 (Motor vehicles and transport)		291
取引課税		42
保有課税		249

- 軽油引取税
- 石油ガス税
- 航空機燃料税
- 揮発油税
- 地方道路税

- 石油石炭税

- 電燈開発促進税

- 自動車取得税

- 自動車重量税
- 自動車税
- 軽自動車税

表4B 環境関連税制の税収 (抄)

(Trends in Revenues from Environmentally Related Taxes)

	GDP 比 (% of GDP)			税収 (億ドル)		
	うちエネルギー物品	うち自動車その他輸送手段		うちエネルギー物品	うち自動車その他輸送手段	
デンマーク	4.8	2.5	1.9	117	61	48
オランダ	3.6	1.9	1.3	216	117	79
フィンランド	3.3	1.9	1.2	61	37	23
イタリア	3.0	2.2	0.4	513	379	74
イギリス	2.6	2.0	0.5	564	443	103
ドイツ	2.5	2.2	0.4	697	601	96
フランス	2.1	1.6	0.2	442	334	42
日本	1.7	1.1	0.6	776	485	291
カナダ	1.2	1.0	0.2	125	99	24
アメリカ	0.9	0.6	0.3	1,056	694	346
OECD 平均	1.8	1.3	0.4			

(注1) OECDによる「環境関連税制」(Environmentally Related Taxes)の定義は、以下のとおり。

- ・ 特に環境に関連するとみなされる課税物件に課せられる一般政府に対する全ての強制的・一方的な支払い
- ・ 税の名称及び目的は基準とはならない
- ・ 税の用途が定まっているかは基準とはならない

(注2) 「環境関連税制」の課税対象には、上記の「エネルギー物品」・「自動車、その他輸送手段」のほか、「廃棄物管理」、「オゾン層破壊物質」等がある

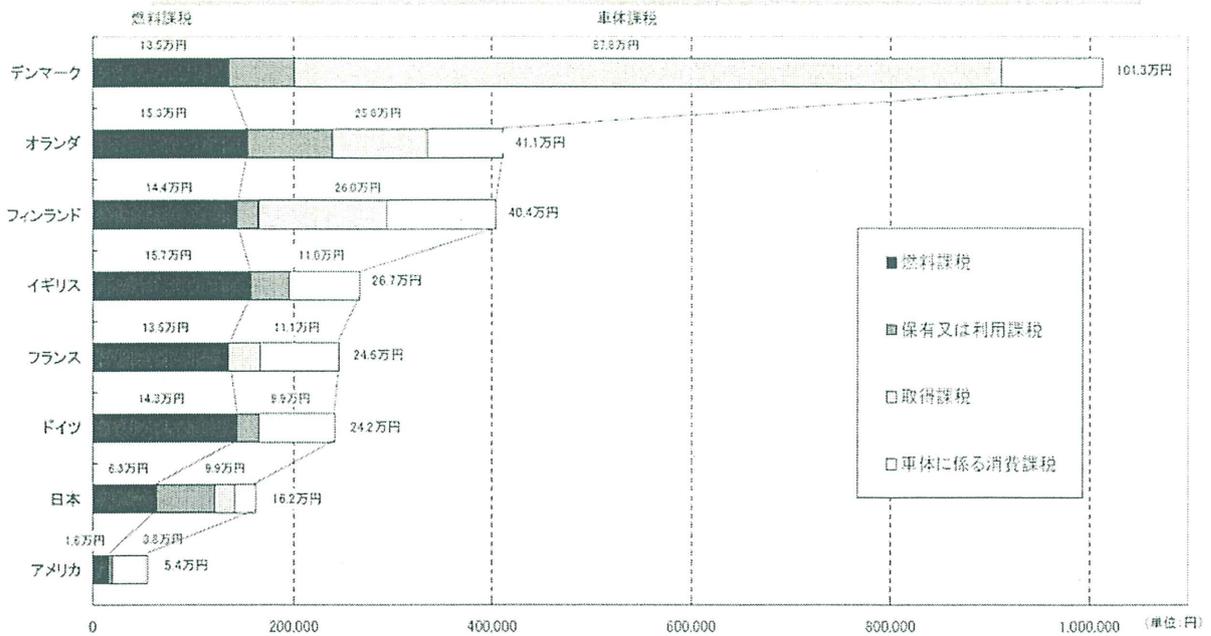
(注3) GDP比の内訳については、OECD環境統計には示されていないため、OECDが公表している各国のGDPを基に計算した。

(出典：中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会第2回グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会 諸外国における取組の現状関係資料)

また、日本はヨーロッパ諸国に比べ、特に走行段階の課税である燃料課税が暫定税率廃止前においても低いため、環境政策の観点からは、暫定税率廃止が与える影響は小さくないと思われる。

未定稿

燃料課税と車体課税の国際比較（年間税負担額） （2,000CCクラスの自家用車について税抜車体価格を同一とした場合の仮定試算）



※1 車両重量約1.5t、耐用年数8年、年間ガソリン消費量1,000L、平成20年1月現在の税率
 車体価格(税抜本体価格)は2,430,000円と仮定している。
 燃料価格(消費課税等の税込み)はデンマーク10.206デンマーク・クローネ/L、オランダ1.523ユーロ/L、フィンランド1.416ユーロ/L、イギリス1.046ポンド/L、フランス1.354ユーロ/L、ドイツ1.400ユーロ/L、日本153.3円/L、アメリカ0.851ドル/L (EIA「エネルギー価格と税(2008年第2四半期)」による2008年第1四半期の価格)。
 ※2 アメリカの小売先上税及び自動車登録税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の税率、フランスの自動車登録税は、パリ地方の税率によった。
 ※3 日本については自動車取得税を取得課税として、自動車税及び自動車重量税を保有又は利用課税として、それぞれ整理している。
 ※4 上記の他に、保有又は利用課税として、フランスにおいては社用自動車(法人の所有する自動車)が課税対象及び車税(12t以上のトラック等が課税対象)、アメリカにおいては高速道路自動車利用税(約25t以上のトレーラー等が課税対象)がある。
 ※5 燃料課税には、消費税、小売先上税、付加価値税が含まれている。日本の燃料課税については石油石炭税を含む。

(出典：中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会第2回グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会 諸外国における取組の現状関係資料)

(4) 地方環境税導入に当たっての諸課題

これまでのプレゼンテーションを踏まえ、研究会では以下のような点について議論、検討を行った。

○ナフサ等、製品材料となる部分について

現在の租税特別措置では、原油のうち、ナフサ精製分は免税となっている。上流での課税とした場合、このナフサ分を分離して課税することは困難であり、それについても炭素含有量等に着目するというのであれば課税対象となり、国民生活全般への影響が生じるところである。

○地方環境税の目的税化について

現在の地方財政の状況からして、仮に地方環境税が設けられたとしても、そこで生じた財源を全て環境対策に向けることは困難である。多くの地方自治体では、地方債の発行で対応できる社会資本整備ですらできなくなっている中、環境対策のみに振り向ける余裕はなく、一般財源とせざるを得ないと考えられる。

また、目的税として導入された場合、過去の例から見ると、仮に目的が達成された場合でも、何らかの理由により税が存置される可能性が高く、そうした点は納税者の視点から懸念が残る。

○従量税としての個別消費税との関係について

消費税の今後の姿を考え合わせたとき、全てが一般消費税になっていくとすれば、全てが従価税、価格に対してかけられる消費税となり、量に対してかけられる個別消費税（たばこや酒といった嗜好品など）がなくなるかもしれない。しかしながら、そうした従量税としての消費税は、消費の量を少なくするという意図があり、バッド課税の論理からはそうした従量税も必要であり、環境税についてもそうした視点での議論も必要であろう。

○環境税の転嫁について

環境税がバッド課税ということであれば、課税された者が他に転嫁することなく、自分で飲み込まないと意味がない。転嫁を前提とすると、結局消費者が悪いから課税させるという位置づけになるし、そもそもそうした課税を転嫁していくべきものなのかは見解の分かれるところではあるが、消費行為に着目して課税するというのを徹底するなら、廃棄物処理に利用しているマニフェスト制度のようなものを導入することも一案である。

また、転嫁については、例えば電力会社などは負担が莫大であり、また公益事業であるということから、転嫁が認められる可能性もあるが、公平性をもった対応をすべきである。最終的な目的がCO2削減であるならいろいろな手段があるはずだが、その手段の相違によって転嫁ができるかできないかというのは不合理な面もある。

○排出量取引とのポリシーミックスについて

排出量取引制度と環境税を合わせて導入する場合、それぞれのレベル感を合わせることが重要である。特に、税制は基本的に国内での取り決めであるのに対し、排出量取引制度は海外との関係が生じ、そのコストも市場価格となることから、

仮に税が軽いということになれば、企業行動としては、排出量取引でコストをかけるより、税金を払った方が安くすむ、ということに基づく結果に繋がる可能性がある。

三 まとめ

～納税者に分かり易い地方税体系の再構築に向けた税制の方向性について～

平成 21 年 8 月の総選挙において、民主党への政権交代がなされたところである。平成 22 年度税制改正は新政権の下で行われたが、政治主導を前面に、いわゆる党税制調査会の廃止、政府税調のあり方の抜本改革などその検討過程も従前とは大きく変化したものとなった。

今回の研究会では、2 つのテーマについて議論を行った。1 つは昨年度の研究会で議論した地方消費税に関連し、その導入に当たり課題のひとつとして指摘される逆進性について、その対策をカナダの GST 還付制度を例にした議論、もう 1 つは、民主党のマニフェスト 2009 にある地球温暖化対策税、これは 22 年度税制改正でも議論となったが、いわゆる環境税についてであるが、いずれの税目も、今回の税制改正では結論が出ず、引き続きの課題となっている

もちろん、今後の税制改正議論の中では、これ以外の各種税目においても様々な検討がなされるであろうが、いずれにしても重要なのは、納税者にとって分かり易く、公平で、理解が得られる税制を指向することである。

その時に配慮すべき事項は多々あるが、今回の研究会の中でも度々議論された事項として次の 3 点があり、これらについては制度設計に際し、特に留意が必要であると考えられる。

1 点目は、当面の税制改革の大きな課題は、平成 22 年度税制改正大綱によると、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変化に適応した新たな税制を構築することであるとされている。そのためには、税制の抜本改革が必要であり、その際所得税が果たす所得再分配機能の再構築を行うなど、各税のバランスを図り、税体系全体に目を配ることが必要である。先の GST 還付制度の議論にも関連するが、昨今いわれる格差是正のためにも、所得の再配分機能の見直しは重要であり、そのための財源として、所得税について金融所得の総合課税化などの課税ベースの拡大や累進税率の見直しといった方策を検討する必要がある。

2 点目は、所得税の再構築の際には、その実効性、公平性の確保に向け、納税者番号制度の導入なども併せて検討すべきである。現在の日本では各納税者の所得を確実に捕捉することが困難であるとの指摘がある。すなわち金融資産所得が分離課税とされているほか、給与所得者と個人事業主、農業所得者との所得捕捉上の問題（いわゆるクロヨンの問題）など、不公平感を生じる様な仕組みとなっているとの指摘がある。納税者番号制の導入はその改善につながるものである。加えて、各種の給付金事業の運用において所得制限をよりの確に設けることなどが容易になることで、政策効果がより発揮しやすくなると考えられる。納税者番号制には個人情報保護の観点からの危惧等、様々な議

論があり、拙速な議論は避けるべきではあるが、制度についての検討が重要である。

3点目は、中小企業をはじめとする地域の活力をできる限り活かせるような税制とすることである。中小企業は、一般に大企業に対し弱い立場に置かれており、現実的には、納入単価の引き下げ要求や消費税を転嫁しにくい状況が生じるなどにより、過重な負担を強いられていることが多いとの指摘がある。公平な税制という観点から、法人税・所得税・資産課税・消費税等税体系全体においても、その再構築の際には、地域経済を担う中小企業への配慮も重要である。地域経済を再生し、活力ある社会を構築していくためにも、いわゆる中小・零細企業をはじめ地域住民の理解と信頼を得ることが出来る、分かり易い税制、より公平かつ適正な税制となるよう配慮する必要がある。

税制の改革にあたっては検討すべき事項が多岐に渡るが、今回の研究会で議論した消費税・地方消費税の逆進性対策や地方環境税なども、具体の改革案の一つであると考えている。地方自治体が提供する住民に密着した行政サービスを今後も維持していくためには、公平で納税者に理解される税制を目指すことが不可欠である。

(参考資料)

○研究会各回に提出、議論した委員等レジュメ

○視察報告概要〈愛知県内〉

カナダの消費税における 逆進性対策

——還付可能型税額控除を中心に——

池上 岳彦

(立教大学経済学部)

2009年10月5日

納税者に分かり易い地方税体系の再構築に関する研究会

1. はじめに—議論の前提

- 地域には、住民だけでなく、生産活動に従事する人、消費活動を行う人が存在し、それぞれ当該地域の行政サービスを受ける。
- 地方税は、所得のフローに関しては、その循環の生産、分配、支出の3つの局面で、すなわち、事業税(生産局面)、住民税(分配局面)、地方消費税(支出局面)を組み合わせる。課税される。
- 地方税を拡充するためには、事業税、住民税、地方消費税、それぞれの改善・拡充を進める必要がある。地方消費税の改革もその一環である。

II. カナダ財政の特徴

- 総面積 998万4,670 km²(世界2位)
- 人口 約3,300万人
- 連邦制国家 10の州, 3つの準州
(連邦制国家の中でも州の規模・権限が強い)
- 財政規模 対GDP比約40% [表1]
(日米より「大きい」, ヨーロッパより「小さい」)
- 1997~2007年度, 財政黒字を続けた。

表1 一般政府の財政収支 [2007年。対GDP比(%)]

	総支出 A	総収入 B	財政収支 B-A
カナダ	39.1	40.7	1.6
日本	36.0	33.5	-2.5
アメリカ	37.4	34.5	-2.9
イギリス	44.1	41.4	-2.7
フランス	52.3	49.6	-2.7
ドイツ	44.1	43.9	-0.2
イタリア	47.9	46.4	-1.5
スウェーデン	51.3	55.1	3.8

資料: OECD Economic Outlook 85 (June 2009), pp.275-277.

II. カナダ財政の特徴

- 2008～14年度は連邦財政赤字が予測される。
(← 2009年9月10日発表の「経済財政見通し」)
- ・経済危機による税収減(法人・個人所得税等)
 - ・景気対策(社会資本整備[道路, 橋, 港, インターネット網, 医療情報電子化等]の促進, 失業手当増額, 所得税減税, 住宅建築補助)
 - ・連邦財政赤字のピークは2009年度(対GDP比3.7%), と述べるが, 財政均衡達成年度は明言を避ける(2009年1月発表の予算は, 2013年度に均衡と述べたが, 税収減・支出増を見込む)

III. 消費税における逆進性対策

- (1)取引対象もしくは取引主体によって異なる課税方式をとる。
- (a)複数税率 → 軽減税率(ヨーロッパ諸国)か
ゼロ税率(イギリス, カナダ)
- (例)食料品, 水道水, 新聞, 雑誌, 書籍,
医薬品, 旅客輸送等
- (b)非課税制度
- (例)医療, 福祉, 教育, 郵便, 不動産譲渡・
賃貸, 金融・保険等

III. 消費税における逆進性対策

(c) 還付制度

→特定の取引主体が支払った税の一部を
還付(低い税率を適用したことによる)

(例)公共団体, 公益企業

(2) 還付可能型税額控除 (refundable tax credit)

[給付つき税額控除とも呼ばれる]

○個人所得税の中に, 消費税負担額の一部
を還付するための税額控除を設ける。

IV. GSTにおける課税方式

——逆進性対策・その1——

(1) カナダにおける付加価値税:

○“Goods and Services Tax” (GST) :

税率5% (2005年まで7%, 2006年から6%,
2008年から5%へ引き下げ)。

○連邦のGSTに加えて, 州が独自に売上税
(小売売上税または付加価値税)を賦課する,
もしくは賦課しない (合計税率 5~15.5%)。

IV. GSTにおける課税方式

——逆進性対策・その1——

(2)取引対象・主体によって異なる課税方式を用いた逆進性対策

(a) ゼロ税率 (Zero-Rated Goods)

→ 仕入れについて、仕入税額控除可能

(例) 基礎的食料品, 農水産物,

処方箋付き医薬品, 医療機器

IV. GSTにおける課税方式

——逆進性対策・その1——

(b) 非課税制度 (Exempt Goods)

→ 仕入れについて、仕入税額控除できない。

(例) 家賃, 医療・歯科サービス, 金融, 福祉,

公営交通, 教育, 中古住宅譲渡等

(c) 還付制度 (GST Rebates)

(例) 市町村 (還付率100% → 実効税率ゼロ)

大学 (還付率67% → 実効税率1.65%)

学校 (還付率68% → 実効税率1.6%)

病院 (還付率83% → 実効税率0.85%)

認定NPO (還付率50% → 実効税率2.5%)

IV. GSTにおける課税方式

——逆進性対策・その1——

(3) 長所(採用されやすい理由)

- 生活必需品・日用品, 公共性の強い団体等を対象とするので, 広く国民一般に利益があるように見える。

IV. GSTにおける課税方式

——逆進性対策・その1——

(4) 短所

- ①財・サービス間の相対価格を変更するので, 消費者の行動に対して非中立的である。
- ②水平的不公平(同額消費した者に同額の消費税負担を求めることができない)。
- ③税収減少分を補うために標準税率引上げが必要になり, ①(非中立性)・②(水平的不公平)の問題点が増幅される。

IV. GSTにおける課税方式

——逆進性対策・その1——

(4) 短所

④どの財・サービスを優遇するか，行政府の判断(裁量)によらざるを得ない。

(例)基礎的食料品はゼロ税率。しかし，スナック類，炭酸飲料，酒類，その場で飲食できるもの，自販機販売，ケータリング食料品などは課税。

(5) 垂直的公平に適うかどうか不明

(高所得者[高額取引]も適用を受ける)。

V. 消費税額控除としてのGST控除

——逆進性対策・その2——

(1) 内容 [図1～2, 表2]

①個人所得税の中に，GST負担額の一部を還付するための税額控除(GST控除)を設ける。

②世帯単位の制度であり，希望者は申告する。

③ 2009年7月～2010年6月，基本額は，大人248カナダドル(以下,ドル),子(18歳以下)130ドル。ただし，所得制限(基準は世帯純所得)を行う。

④控除額が所得税納付額を上回る場合，差額を現金(小切手)で還付する。[refundable]

図1 GST控除の仕組み（単身世帯）

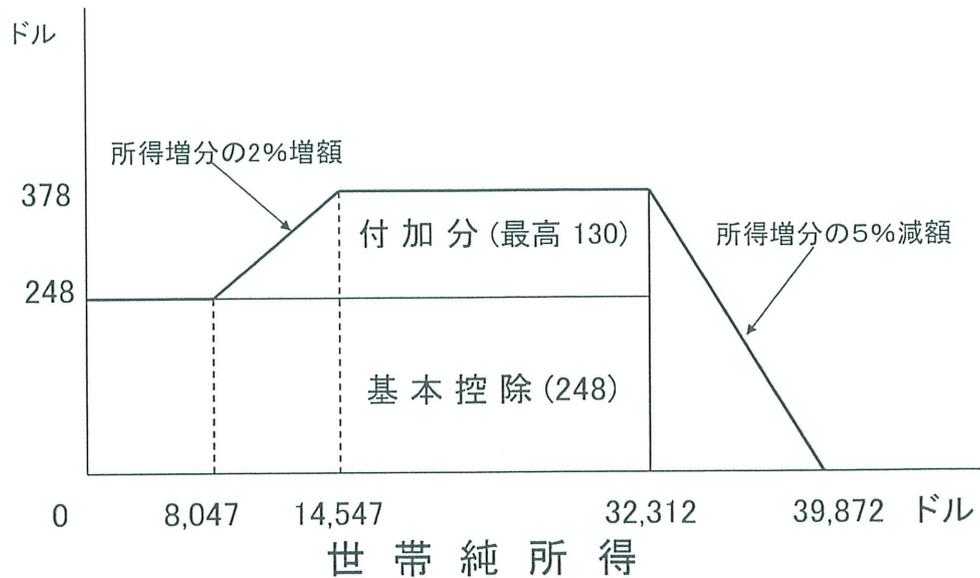


図2 GST控除の仕組み（単身世帯以外）

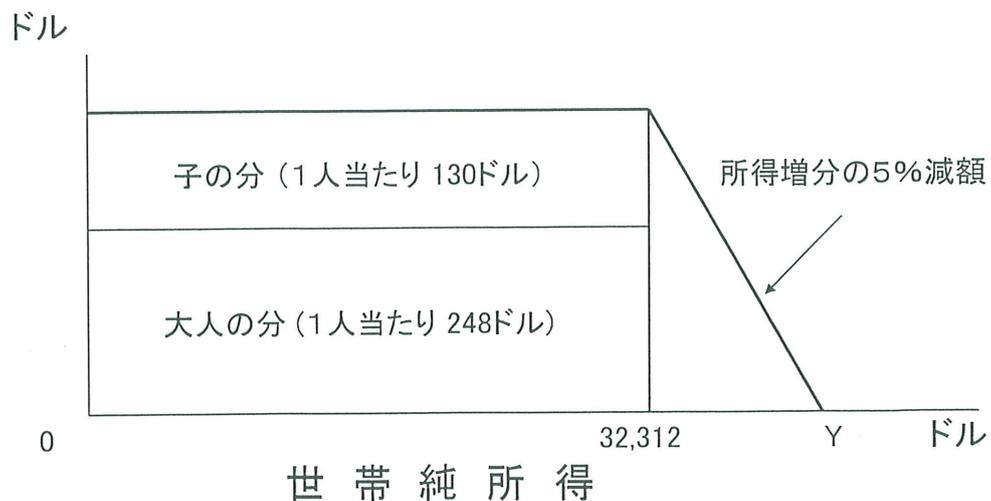


表2 GST控除の金額(例示)[2009～10年現在]

人数		控除金額の変化 (ドル)			
大人	子	[世帯純所得(ドル)]			
		0 ⇒ 8,047 ⇒ 14,547 ⇒ 32,312 ⇒ (控除は所得増分の5%減額)			
1	0	248	所得増分の 2%増額	378	減額(所得39,872以上はゼロ)
	1	378		減額(所得39,872以上はゼロ)	
	2	508		減額(所得42,472以上はゼロ)	
	3	638		減額(所得45,072以上はゼロ)	
2	0	496		減額(所得42,232以上はゼロ)	
	1	626		減額(所得44,832以上はゼロ)	
	2	756		減額(所得47,432以上はゼロ)	
	3	886		減額(所得50,032以上はゼロ)	

[参考]世帯純所得(family net income)

○世帯純所得は、本人と配偶者(実質的配偶者も含む)の純所得(net income)を合計したものの。

○純所得は、総合所得(給与、公的・私的年金、雇用保険、事業、配当、利子、キャピタルゲイン(半額)、不動産、労災給付、公的扶助等)から、私的年金積立控除、労働組合費、専門家団体会費、児童扶養費、障害者控除、特定事業投資損失、転居費、養育費、投資関連費、公的年金保険料、鉱業投資費、雇用関連特定経費、聖職者住居費、一定の手数料、過去の所得や社会保障給付の返還分等(いずれも制限あり)を差し引いたもの。

(「課税所得」は、さらに控除を行ったもの。)

V. 消費税額控除としてのGST控除 ——逆進性対策・その2——

(2) 規模 [2007年度決算 (単位:百万ドル)]

GST収入	34,559	(100.0%)
うち 連邦政府納付分	1,129	(3.3%)
GST 控除	3,510	(10.2%)
差し引き(純税収)	29,920	(86.6%)

(資料) Receiver General for Canada, *Public*

Accounts of Canada: 2007-2008, Vol.1, p.3.5.

表3 GST控除の適用人数と金額 [2002年所得分]

大人	子	人数(千人)	金額(百万ドル)
1	0	7,240	2,003
	1	262	161
	2	82	60
	3~	28	25
2	0	1,055	401
	1	273	127
	2	291	156
	3~	185	127
合計		9,417	3,059

資料: Canada Customs and Revenue Agency, *Income Statistics – Final Statistics, 2004 Edition (2002 Tax Year), Part V.*

- ① GST 税収の 1 割を控除。
- ② 2002 年所得に関する GST 控除適用者 (942 万人) は, 全申告者 (2,285 万人 [うち課税のある申告は 1,552 万人]) の 41% にあたる。
- ③ 2002 年分控除適用者の 77% は単身者。
(2002 年, 724 万人のうち, 65 歳未満 578 万人, 65 歳以上 146 万人)
- ④ 2002 年分控除額の 65% は単身者。

V. 消費税額控除としての GST 控除 —— 逆進性対策・その 2 ——

(3) 州においても, 同様の仕組みを有する消費税額控除もしくは低所得者税額控除がそれぞれ独自に導入されるケースがある。

(例) ニューファンドランド・アンド・ラブラドル州,
ケベック州, オンタリオ州, サスカチュワン州,
ブリティッシュ・コロンビア州

(そのうちニューファンドランド・アンド・ラブラドル州,
サスカチュワン州及びブリティッシュ・コロンビア州
の税額控除は, “Canada Revenue Agency” が
算定・控除 (給付) する。)

V. 消費税額控除としてのGST控除 ——逆進性対策・その2——

(4) 長所

- ①消費の内容を問わない現金給付なので、消費行動に対して中立的である。
(消費者の選択に介入しない)
- ②所得制限を付せば、低所得者(もしくは中低所得者)のみを対象とすることができる。
- ③還付可能型(refundable)なので、所得税を納めていない低所得者にも恩恵が及ぶ。

V. 消費税額控除としてのGST控除 ——逆進性対策・その2——

(5) 短所

- ①控除額は、消費額や負担した消費税額と直接結びつかない。厳密には、世帯構成と純所得を指標とする「低所得世帯補助金」である。
- ②所得税の課税は個人単位であるが、GST控除は世帯単位なので、「片稼ぎ」世帯が相対的に有利(個人課税主義から見れば問題)。
- ③対象者・控除額を増やせば、税収減が著しい。

V. 消費税額控除としてのGST控除 ——逆進性対策・その2——

(6) 改善案(←Boadway and Kitchen (1999))

- ① 定額控除ではなく, 個人所得, 世帯の人数・年齢構成等から年間消費額を推計して, その一定割合を控除する。

[ただし, 対象は低額消費者に限るべきである。]

- ② 低所得者に生活必需品購入額を申告させて, その分の消費税額を控除する。

[しかし, 納税コストがかかりすぎると思われる。]

VI. おわりに — GST控除の評価

(1) 逆進性対策として, 性質上, 複数税率, 非課税, 還付制度に優る。[公平と効率の観点]

(2) どの階層までを対象とするか。広くするほど純税収が減少する。

[参考] “universal”(普遍的)→所得制限なし

“targeted”“selective”→所得制限付き

(例) カナダの国民年金(1階部分), 児童税額控除(所得増に伴い漸減)

(例) 日本の児童手当(一挙に0円へ)

V. おわりに — GST控除の評価

- (3) 控除額を消費額と関連させる必要があるか？
- ・名称からはその通り。(定額控除は不適切？)
 - ・ただし, 年間所得額から推計しても, それが年間消費額に比例するとは限らない。
 - ・消費税に苦しむ「低所得世帯補助金」と割り切ることも可能。
- (4) 無所得者も含めて, 所得税申告が急増する。

V. おわりに — GST控除の評価

- (5) 所得税を総合課税化する, もしくは少なくとも金融所得等も含めて総合把握する必要がある。
- [カナダは納税者番号あり。また金融所得も原則として総合課税(←全体を把握)。]
- ・日本のような源泉分離課税の下では, 誰が控除対象となるべき低所得者か不明。
 - ・少なくとも納税者番号制度が必要になる。



参考文献

Robin W. Boadway and Harry M. Kitchen, *Canadian Tax Policy, 3rd Edition* (Toronto: Canadian Tax Foundation, 1999).

Karin Treff and Deborah Ort, *Finances of the Nation 2008* (Toronto: Canadian Tax Foundation, 2009).

Canada Revenue Agency, *GST/HST Memoranda Series; 4.3 Basic Groceries* (January 2007).

Canada Revenue Agency, *GST/HST Credit (including related provincial credits and benefits)* (For the period from July 2009 to June 2010).

神野直彦・池上岳彦編『租税の財政社会学』(税務経理協会, 2009年)。→ 第2章(カナダと日本の消費税)

温暖化防止と新しい財源としての地方環境税の可能性

「納税者に分かり易い地方税体系の再構築に関する研究会」

2009年12月8日(火)

都道府県会館6階 全国知事会 知事室
京都大学大学院経済学研究科 諸富徹

I. 地方環境税をめぐる議論の現状

- 鳩山政権の成立と、温室効果ガスの1990年比25%削減目標
- 排出量取引制度、温暖化対策税、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の3点セット
- 高速道路無料化、旧道路特定財源(エネルギー・自動車関連税)の暫定税率撤廃
- 温室効果ガス排出の増大と財源の喪失をもたらす懸念
- 全国知事会による地方環境税導入要請
- 東京都税制調査会、神奈川県などでの検討

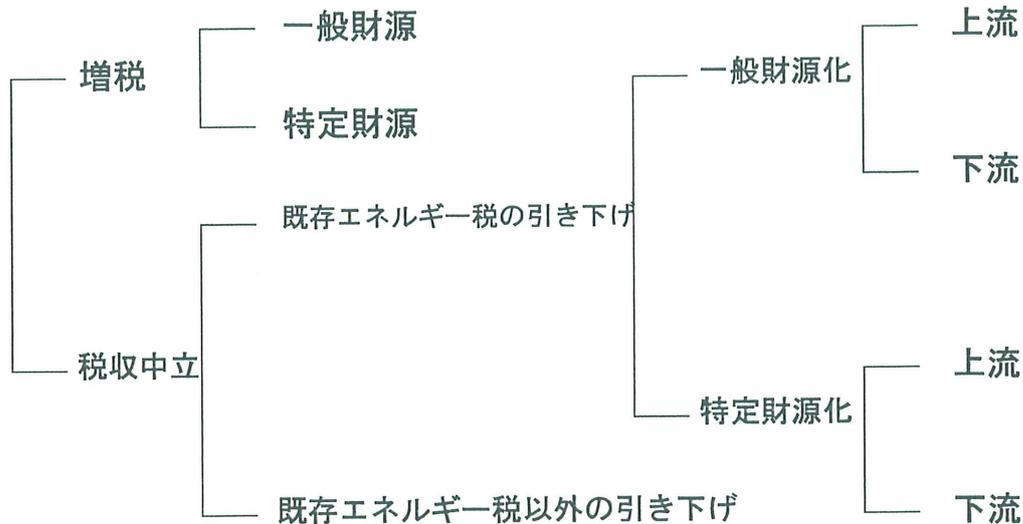
中央環境審議会での議論

- 中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会「グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会」(神野直彦座長)
- 福田前首相による道路特定財源一般財源化、福田ビジョン等を受けて、2008年9月～11月で計6回開催、11月に「議論の整理」
- その成果として、「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理等～税制全体のグリーン化に向けて～」2008年12月、環境省

環境税導入をどう位置づけるか

- 新税としての炭素税導入とその温暖化対策への特定財源化、あるいは一般財源化(増税)
- 新税としての炭素税導入と既存税制の引き下げによる「環境税制改革」(収支中立)
- 日本の既存エネルギー税の「炭素税化」
 - ⇒ 既存エネルギー税の暫定税率部分、あるいは全てを炭素含有量に応じた課税ベースに移行
 - ⇒ 移行段階として、課税ベースを変えないまま既存税の税率調整で事実上炭素税に近い形に移行

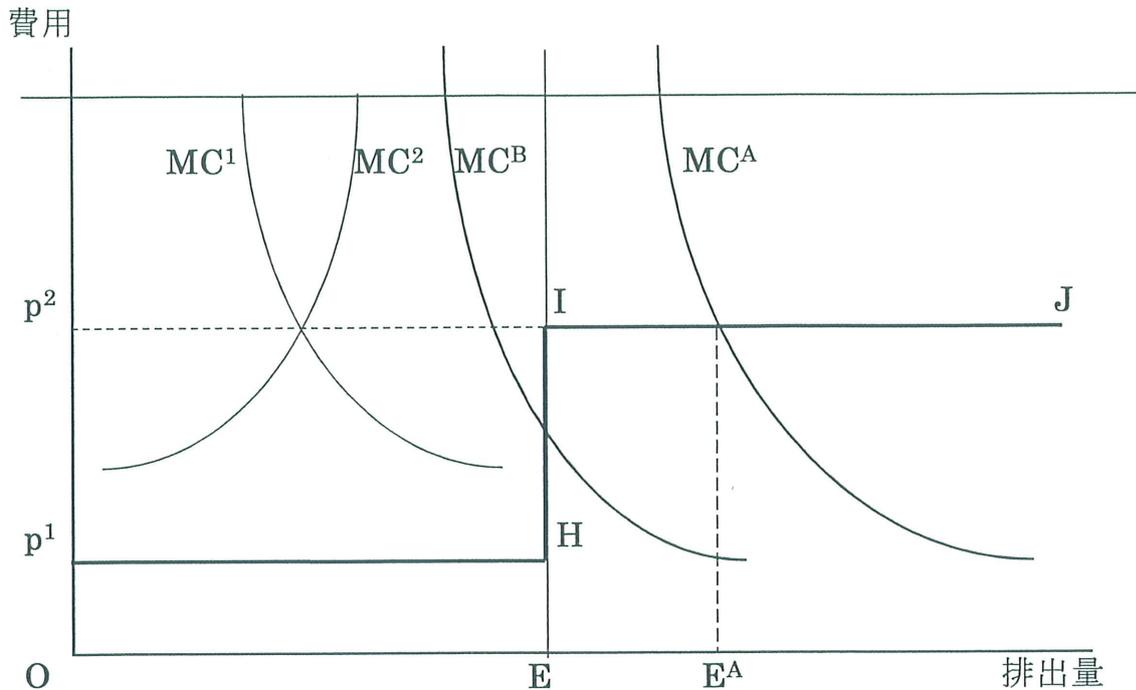
日本における環境税導入の選択肢



排出量取引制度との関係： ポリシー・ミックス提案(1)

- 政府関係者から、「環境税は排出量取引制度導入と一体で検討」との発言がなされているが、その意味は？
- 産業、エネルギー転換、工業プロセス部門
⇒下流型排出量取引制度を実施。
⇒これらの部門の国際競争力問題に対処するため、環境税は課税するが、その税率は割り引く(将来的にはオークションとの棲み分けが必要)
- 運輸、民生(業務・家庭)、中小企業
⇒環境税の導入により対応。

排出量取引制度との関係：ポリシー・ミックス提案(2)



排出量取引制度との関係： ポリシー・ミックス提案(3)

- 環境税を上流で導入するのか、それとも下流で導入するのかによって、税の還付をめぐって、異なる執行上の問題が発生
- 下流で環境税を導入すれば、環境税の課税ポイントと還付ポイント(下流)が一致するという利点
- しかし、下流での環境税の執行には、課税漏れ、課税逃れの可能性があり、仮に徴収できたとしても大きな徴税費用がかかる可能性

排出量取引制度との関係 ポリシー・ミックス提案(4)

- 化石燃料の流れの上流で炭素含有量に応じた課税
- 下流で排出量取引制度対象企業に対する本来税率の、例えば75%分の還付
- しかし、
 - ・納税者と還付対象者が異なる
 - ・還付対象者と還付非対象者をどう区別するのかという問題が発生
- 欧州では、付加価値税のインボイス制度を利用して、上流課税&下流還付を実施

排出量取引制度との関係 ポリシー・ミックス提案(5)

- 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」に記載されたCO₂排出量を情報的基礎として利用することで解決できないか
- (注)義務的な排出量取引制度が導入されていることが前提となる。
- 還付額 = CO₂排出量 × 通常税率(p_2) × 0.75
 - メリット1: 正確な情報を報告するインセンティブが働く
 - メリット2: 相対的に徴税コストがかからない方法になっている

Ⅱ. 地方税としての環境税

- 既存の環境税論議のほとんどは国税としての導入を想定
- 地方環境税としては法定外目的税としての産廃税、そして普通税だが事実上目的税的に運用されている森林環境税がある
- 地方炭素税は、東京都や北海道などで検討されたが実現していない
- 地方炭素税は、国税の場合にはない課税上の困難がある
- 地方炭素税は独自課税、地方共同税、国との共有税の形で導入することができる

地方税としての環境税 ～国と地方の役割分担～

- マスグレイブの政府間機能配分論
 - 1) 公共財の供給は各層の政府で
 - 2) 再分配政策は中央政府で
 - 3) 地方政府間の財政力均等化は中央政府で
 - 4) 教育等の「価値財」を供給するには、中央政府がイニシアティブを取らなければならない。

地方税としての環境税 ～国と地方の税源配分(1)～

- マスグレイブの税源配分論
 - 1) 応益課税はあらゆるレベルで実施可能(応益性)★
 - 2) 累進的税率構造を持つ再分配目的の税は、国税へ
 - 3) 経済安定化政策に適した税は国税へ、景気に対して安定的な税は地方税へ
 - 4) 包括的課税ベースを採用する必要のある人税は国税へ
 - 5) 税源の移動性の低い税は地方税へ(税源の移動性)★
 - 6) 税源の偏在する税は国税へ(税源の偏在性)★

地方税としての環境税 ～国と地方の税源配分(2)～

マスグレイブによる税源配分

中央政府	中位政府	下位政府 (基礎自治体)
* 包括的所得 税(所得+法 人税)或いは 支出税 * 天然資源税 * 受益者負担	* 住民税 * 法人事業税 * 小売売上税 * 天然資源税 * 受益者負担	* 固定資産税 * 賃金税 * 受益者負担

地方税としての環境税

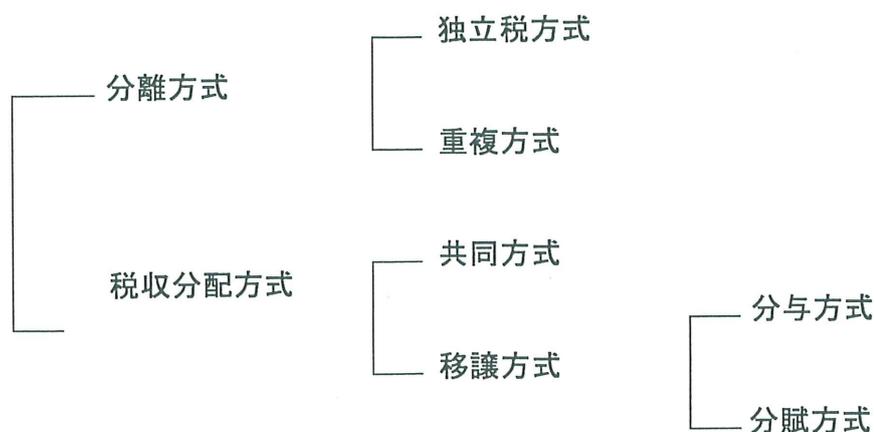
～地方税原則との整合性～

- 「税源の移動性」と「税源の偏在性」
- 原産地主義(上流課税)
 - ⇒納税義務者は少数、徴税のための行政費用は最小化
 - ⇒税収の偏在性の問題が発生
 - ⇒水平的な租税協力制度も税収配分機構は存在せず
 - ⇒国が税収配分の役割を担わざるをえない
- 仕向地主義(下流課税)
 - ⇒税源の偏在性問題は解消
 - ⇒独自課税(法定外税)の場合は、資源配分上の歪みが発生
 - ⇒国税として課税ベース、税率ともに全国均一な炭素税を導入
 - ⇒法定税ならば、地方環境税として実施可能

地方税としての環境税

～国と地方で税収を共有する場合～

税源配分調整方式



Ⅲ. 具体的な制度設計のあり方

- 上流か下流か
 - 1) インセンティブ効果
 - 2) 地方税原則との整合性(移動性、偏在性、応益性)
 - 3) 徴税コスト
- 既存税の活用か新税か
- 地方共同税か国との共有税か

既存エネルギー関連税の課税ベース

		課税対象								
上流	課税標準	天然ガス	石油・石油製品						石炭	電力
	税目	石油石炭税								
下流	課税標準	天然ガス	ガソリン	軽油	LPG	灯油	重油	ジェット燃料	石炭	電力
	税目		ガソリン税*	軽油引取税	石油ガス税			航空機燃料税		電源開発促進税

は現行税制の下で課税されている課税対象を示す。

*「ガソリン税」とは、揮発油(=ガソリン)に課税ベースを置く「揮発油税」と「地方道路税」を総称する名称である。

地方環境税の設計を考える(1)

- 可能な限り下流で課税を実施すべき
- 納税主体と化石燃料の消費主体が一致するため、価格インセンティブ効果の点では望ましい
- 納税義務者数が多くなり、徴税費用が増大
↓
- 下流課税を基本とし、過度に徴税費用の増大をもたらす場合は上流課税

地方環境税の設計を考える(2)

- 下流で全ての化石燃料に課税(⇒一部で二重課税の発生)
- 石炭、重油、天然ガスは既存エネルギー関連税の課税ベースが設定されていない
↓
- これらへの新規課税は、既存の税と重複することなく化石燃料間での負担均衡を図るのに適す
- 都市ガス、電力に対する新規課税の可能性

地方環境税の設計を考える(3)

- 上流課税の場合
 - ⇒地方共同の税収配分機構があれば、地方共同税も実施可能
 - ⇒現状では上流課税の場合、国との共同税か、国税として導入した上で譲与税、あるいは交付金となる
- 化石燃料税以外の税の活用
 - ⇒自動車税・自動車取得税の「グリーン化・炭素税化」
- 法人事業税の活用(参考:神奈川県地方税制等研究会[2009])
 - ⇒法人に対する不均一超過課税の導入案
 - ⇒外形標準課税部分に重課・軽課の仕組みを組込む

東京都税制調査会での検討

- 暫定税率の廃止を前提
- そこで失われる税収を炭素税で置き換える税収中立的な改革が基本
- ただし、単純な置き換えではなく、負担の激変を緩和
- 課税は下流で実施(全国一斉に導入)
- 油種ごとに国税と地方税を分ける(現行のエネルギー・自動車関連税の税収配分比率を維持)
- 地方税となったものについては都道府県税とし、都道府県が独自に自らの徴税機構で課税
- 市町村と税収を共有(市町村への交付金)

OECD 環境統計 — 環境関連歳出と税制 (抄)
 (OECD “Environmental Data — Environmental Expenditure and Taxes”)

表4A 環境関連税制の内訳 (抄)

(Structure of Revenues from Environmentally Related Taxes)

2004年 (億ドル)

課税対象	日本	
エネルギー物品 (Energy products)	485	
輸送目的	406	● 軽油引取税 ● 石油ガス税 ● 航空機燃料税
うち、ガソリン	297	● 揮発油税 ● 地方道路税
生活上の使用目的	79	
化石燃料	44	● 石油石炭税
電気	34	● 電源開発促進税
自動車、その他輸送手段 (Motor vehicles and transport)	291	
取引課税	42	● 自動車取得税
保有課税	249	● 自動車重量税 ● 自動車税 ● 軽自動車税

表4B 環境関連税制の税収 (抄)

(Trends in Revenues from Environmentally Related Taxes)

2004年

	GDP 比 (% of GDP)			税収 (億ドル)		
	うち エネルギー 物品	うち自動車 その他 輸送手段		うち エネルギー 物品	うち自動車 その他 輸送手段	
デンマーク	4.8	2.5	1.9	117	61	48
オランダ	3.6	1.9	1.3	216	117	79
フィンランド	3.3	1.9	1.2	61	37	23
イタリア	3.0	2.2	0.4	513	379	74
イギリス	2.6	2.0	0.5	564	443	103
ドイツ	2.5	2.2	0.4	697	601	96
フランス	2.1	1.6	0.2	442	334	42
日本	1.7	1.1	0.6	776	485	291
カナダ	1.2	1.0	0.2	125	99	24
アメリカ	0.9	0.6	0.3	1,056	694	346
OECD 平均	1.8	1.3	0.4			

(注1) OECDによる「環境関連税制」(Environmentally Related Taxes)の定義は、以下のとおり。

- ・特に環境に関連するとみなされる課税物件に課せられる一般政府に対する全ての強制的・一方的な支払い
- ・税の名称及び目的は基準とはならない
- ・税の用途が定まっているかは基準とはならない

(注2) 「環境関連税制」の課税対象には、上記の「エネルギー物品」、「自動車、その他輸送手段」のほか、「廃棄物管理」、「オゾン層破壊物質」等がある。

(注3) GDP比の内訳については、OECD環境統計には示されていないため、OECDが公表している各国のGDPを基に試算した。

平成22年度税制改正要望 地球温暖化対策税の具体案

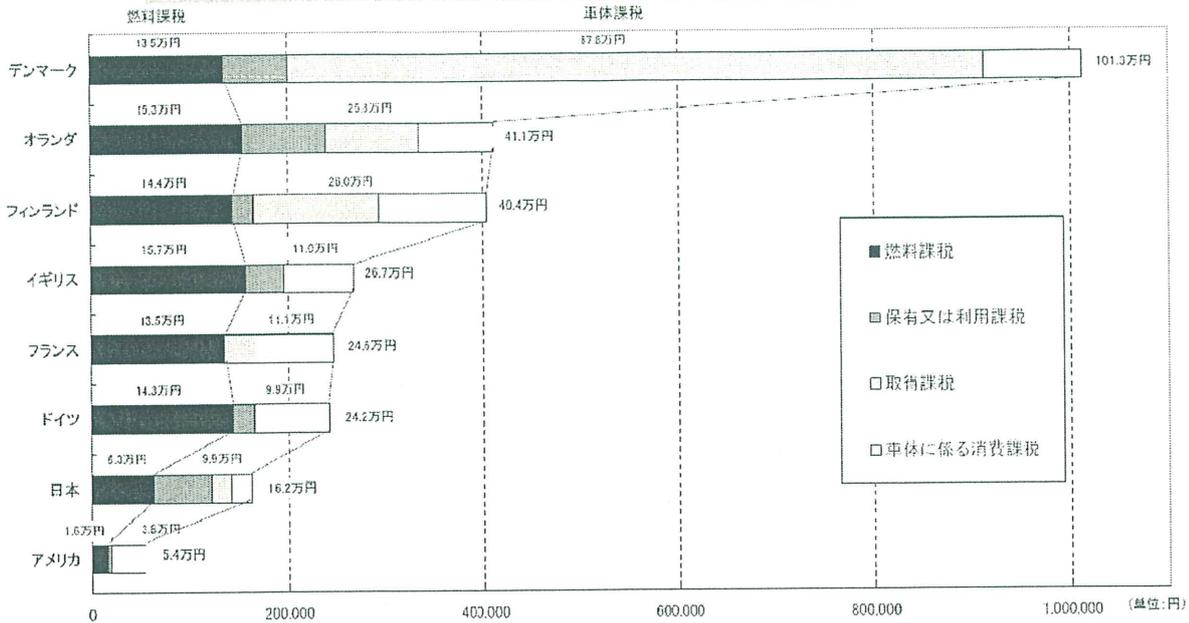
【課税の仕組み】	①原油、石油製品(ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料)、ガス状炭化水素(天然ガス、LPG等)、石炭を対象に、輸入者、採取者の段階で課税(石油石炭税の納税システムを活用) ②ガソリンについては、①に加えて、ガソリン製造者等の段階で課税(揮発油税の納税システムを活用)
【税率】	①(輸入者・採取者) ・原油、石油製品 2,780円/kl (1,064円/二酸化炭素トン、3,900円/炭素トン) ・ガス状炭化水素 2,870円/t (1,064円/二酸化炭素トン、3,900円/炭素トン) ・石炭 2,740円/t (1,174円/二酸化炭素トン、4,303円/炭素トン) ②(ガソリン製造者等) ・ガソリン 17,320円/kl (7,467円/二酸化炭素トン、27,380円/炭素トン)
【税収額】	○総額約2.0兆円 ①全化石燃料への課税1.0兆円強 (うち石炭の税率の天然ガスとの均衡化0.03兆円) ②ガソリンへの上乗せ課税1.0兆円弱
【軽減措置】	○以下については、免税とする。 ・製品原料としての化石燃料(ナフサ) ・鉄鋼製造用の石炭・コークス ・セメントの製造に使用する石炭 ・農林漁業用A重油 ○その他、国際競争力強化等の観点からの特定産業分野への配慮や低所得者等への配慮については、使途となる歳出・減税で対応
【実施時期等】	○平成22年4月より実施。 ○次年度以降、国内排出量取引制度が導入される際には、各国の例も参考に、排出量取引の対象となる事業者の負担の軽減措置を検討する。
【使途】	○「チャレンジ25」実現に向けた政策パッケージに盛り込まれる地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることとするが、特定財源とはしない。

○その他

- ・軽油についての個別の課税については、税制調査会において別途ガソリンに準じて検討が必要。

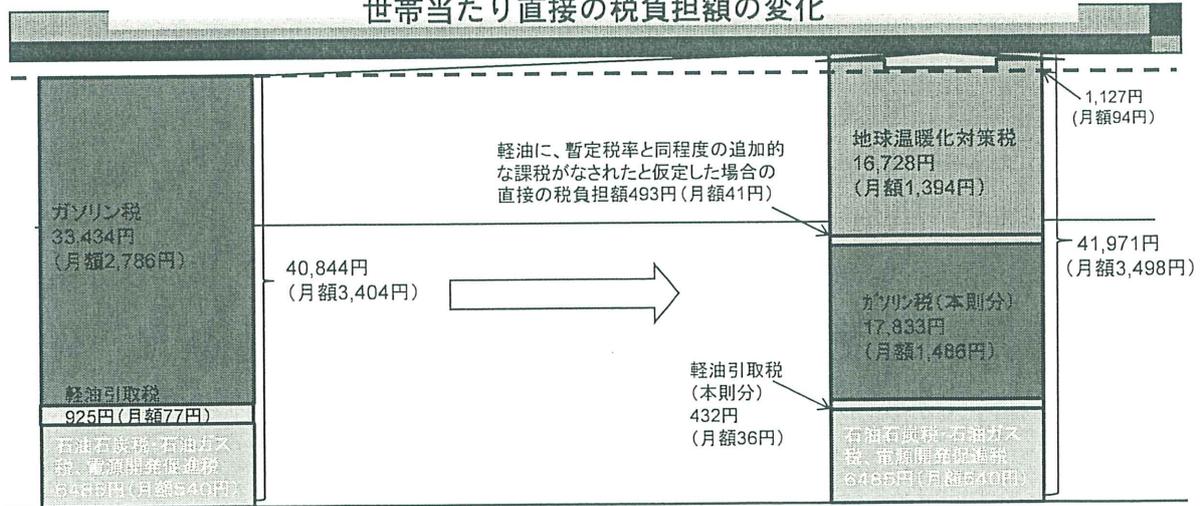
未定稿

燃料課税と車体課税の国際比較（年間税負担額） （2,000CCクラスの自家用車について税抜車体価格を同一とした場合の仮定試算）



※1 車両重量約1.5t、耐用年数6年、年間ガソリン消費量1,000ℓ、平成20年4月現在の税率
 車体価格（税抜車体価格）は2,430,000円と仮定している。
 燃料価格（税抜燃料価格）はデンマーク10.206ユーロ/ℓ、オランダ1.523ユーロ/ℓ、フィンランド1.416ユーロ/ℓ、イギリス1.046ポンド、フランス1.354ユーロ/ℓ、ドイツ1.400ユーロ/ℓ、日本153.3円/ℓ、アメリカ0.851ドル/ℓ（IEA「エネルギー価格と税」(2006年第2四半期)による2008年第1四半期の価格）
 為替レート：1ドル＝117円、1ポンド＝163円、1ユーロ＝163円、1デンマーク・クローネ＝0.168ドル（2008年上半期に適用される基準が異なるため、設定外円為替相場及び市場実勢相場）
 ※2 アメリカの小売売上税及び自動車登録税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の税率、フランスの自動車登録税は、パリ地方の税率による。
 ※3 日本については自動車取得税を取得課税として、自動車税及び自動車重量税を保有又は利用課税として、それぞれ整理している。
 ※4 上記の他に、保有又は利用課税として、フランスにおいては社用自動車税（法人の所有する自動車課税対象）及び車輪税（12以上のトラック等が課税対象）、アメリカにおいては高速道路自動車利用税（約251kmのトレーラー等が課税対象）がある。
 ※5 燃料課税には、消費税、小売売上税、付加価値税が含まれている。日本の燃料課税については石油石炭税を含む。

世帯当たり直接の税負担額の変化



品目	年間世帯当たり直接の税負担額
灯油	422
LPG	1,643
都市ガス	255
電力	2,839
ガソリン	34,701
軽油	984
合計	40,844 (月：3,404)

世帯当たり年間1,127円の負担増

・暫定税率廃止による負担減	-16,094円
・地球温暖化対策税創設による負担増	+16,728円
・軽油への追加的な課税による負担増	+ 493円
合計	+ 1,127円 (月額94円)

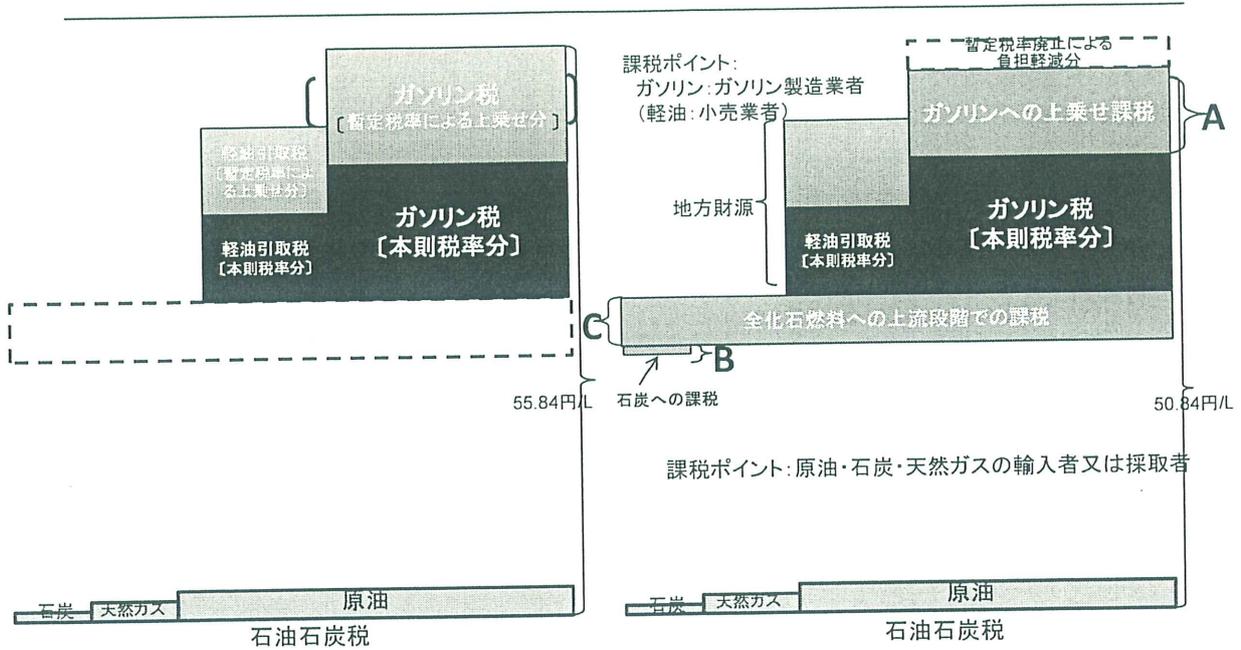
品目	年間世帯当たり直接の税負担額
灯油	997
LPG	1,897
都市ガス	706
電力	5,719
ガソリン	31,588
軽油	1,064
合計	41,971 (月：3,498)

※軽油に、暫定税率と同程度の追加的な課税がなされたとして試算

地球温暖化対策税の全体像

〔 現行制度 〕

〔 導入後 〕



納税者に分かり易い地方税体系の再構築に関する研究会 愛知県内視察概要(報告)

当研究会では、以下のとおり視察を行いましたので、その概要を報告致します。

- 視察日 平成22年2月1日(月)、2日(火)
- 参加者 井手委員、寺田委員 知事会事務局 松崎、青木
- 視察先 愛知県内(豊田市、瀬戸市)

視察、意見交換等の内容は以下のとおりです。

1 豊田市(平成22年2月1日)

① トヨタ会館

- ・企業PR部 杉浦課長、事業開発部 早川主幹により説明を受けた。
- ・本会館はトヨタ自動車本社に附属するPR施設で、年間30万人程度を受け入れ。
- ・トヨタ自動車のクルマづくりの考え方(環境、安全、品質、社会貢献など)や自動車関連技術を紹介する展示している。



② 豊田市駅通りまちづくり事務所

- ・豊田市都市整備部 加藤調整監、岡田専門監(都市再開発担当)、羽根都市計画課長から、豊田市駅前の再開発事業などについて説明、意見交換。

(状況)

- ・豊田市は平成17年に藤岡町、小原村等6町村と合併し、面積が約3.2倍、人口が約2.2倍となり、愛知県内で最も面積の大きい自治体となった。
- ・ただし、合併した地域の殆どが山林で、市の面積の7割を占める。
- ・名古屋市からの距離は遠くないものの、直通する鉄道がないため、時間距離は遠い。
- ・「自動車の町」であり、公共交通機関との共生が課題でITSなどに取り組んでいる。
- ・市内にいわゆる商店街はなく、今回視察した豊田市駅前周辺を中心市街地の活性化に取り組んでいる。
- ・あわせて緑が多い環境に配慮したまちづくりを目指す。
- ・駅前再開発は昭和50年代の第1期に始まり、現在第4期まで終了。
- ・近年の景気後退から、潤沢といわれた財政にも影響。一般会計総額(予算)は2577億円(H20)→2424億円(H21)と6%の減だが、税収は1234億円→808億円、特に法人市民税は442億円→16億円と96%も減収となり、基金を280億円取り崩し対応している。基金残高は約450億円。

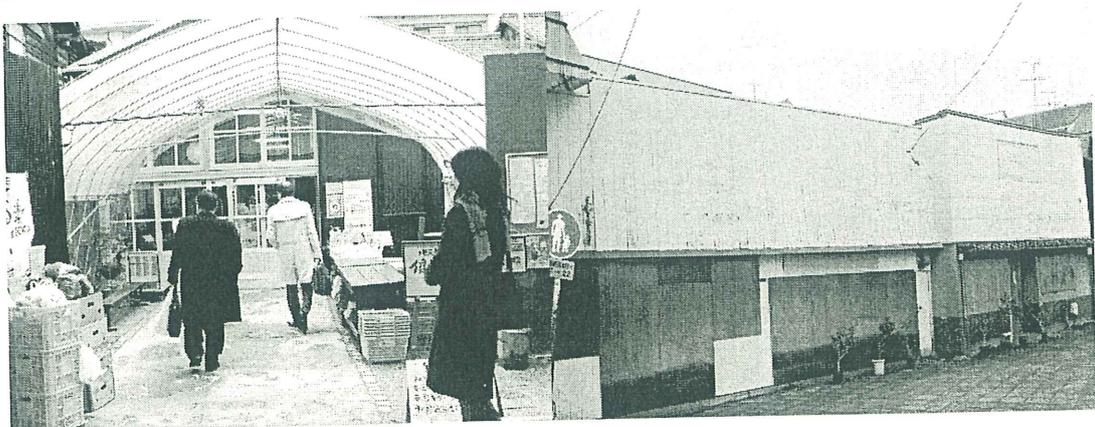


2 瀬戸市（平成22年2月1日）

- ・ 瀬戸市産業課 柴田係長、高田主事、銀座通り商店街振興組合 河本理事長から銀座通り商店街の状況や取組について説明、意見交換。

（状況）

- ・ 名鉄尾張瀬戸駅東側から深川神社門前までの200mほどの商店街。
- ・ 高度経済成長期までは映画館もあり活況を呈していたが、ライフスタイルの変化や周辺住民の高齢化などにより昭和50年代以降徐々に衰退し始め、平成初頭には衰退が決定的になった。
- ・ その後、愛知万博の開催を契機に商店街活性化の機運が高まる。
- ・ 近隣の名古屋学院大学（現在は移転）の学生や、瀬戸まちづくり(株)と商店街が一体となり、魅力ある商店街に。「窯のひろば」「ギャラリー楓」「まちなか工房」など。
- ・ こうした取組が評価されH18には中小企業庁「がんばる商店街77選」に選出。
- ・ 商店経営者の高齢化などによる空き店舗対策が引き続きの課題。



（以 上）